

第七十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十二号

昭和五十年三月二十八日(金曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事 堀川正十郎君

理事 前田治一郎君

理事 佐野 進君

理事 天野 公義君

理事 今井 勇君

理事 浦野 幸男君

理事 片岡 清一君

理事 塩崎 潤君

理事 橋口 隆君

理事 森下 元晴君

理事 綿貫 民輔君

理事 加藤 清政君

理事 野間 友一君

理事 松尾 信人君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員長 熊田淳一郎君

事務局長 後藤 英輔君

公正取引委員長 事務局長 山崎平八郎君

文部政務次官 松下 友成君

水産庁次長 渡部 恒三君

通商産業政務次官 嶋崎 均君

通商産業政務次官 天谷 直弘君

通商産業審議官 岸田 文武君

通商産業省貿易局長 矢野俊比古君

通商産業省基礎産業局長 野口 一郎君

通商産業省生活産業局長 野口 一郎君

委員外の出席者

警察庁刑事局捜査第一課長 鎌倉 節君

警察庁刑事局保安課長 四方 修君

安部保安課長 菊地 清明君

外務省経済協力局外務参事官 楠岡 豪君

参考人 楠岡 豪君

(石油開発公団理事) 藤沼 六郎君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

資源エネルギー庁長官 増田 実君

資源エネルギー庁石油部長 左近友三郎君

中小企業庁長官 齋藤 太一君

委員の異動

三月二十七日

辞任 玉置 一徳君

補欠選任 小沢 貞孝君

同日 玉置 一徳君

辞任 小沢 貞孝君

補欠選任 玉置 一徳君

同日 小沢 貞孝君

辞任 越智 通雄君

補欠選任 今井 勇君

同日 越智 通雄君

辞任 八田 貞義君

補欠選任 保岡 興治君

同日 八田 貞義君

辞任 山崎 拓君

補欠選任 片岡 清一君

同日 山崎 拓君

辞任 米原 昶君

補欠選任 綿貫 民輔君

同日 米原 昶君

辞任 今井 勇君

補欠選任 越智 通雄君

同日 今井 勇君

三月二十七日

中小企業不況対策の強化に関する陳情書外十件

(三重県議会議長長岡栄太郎外十六名)(第二八〇号)

中小企業の事業分野確保に関する陳情書外一件

(福岡県議会議長井上吉左衛門外一名)(第二八一号)

繊維産業の危機打開に関する陳情書外三件

(京都府議会議長須賀亮二外三名)(第二八二号)

韓国産大島つむぎの輸入阻止に関する陳情書

(鹿児島市議会議長小島次雄)(第二八三号)

公営電気料金の算定等に関する陳情書(徳島県議会議長来代芳亀)(第二八四号)

農事用電力料金の引下げに関する陳情書(徳島県議会議長来代芳亀)(第二八五号)

既設水力発電地域に対する発電用施設周辺地域整備法の適用に関する陳情書(岐阜県古川郡河合村議会議長田中新右衛門)(第二八六号)

液化石油ガス供給設備の改善等に関する陳情書(徳島市議会議長田中君太郎)(第二八七号)

液化石油ガス販売事業とガス事業との調整に関する陳情書(福岡県議会議長井上吉左衛門)(第二八八号)

家庭用燈油価格の引下げ等に関する陳情書(東京都千代田区神田神保町一の三六新日本婦人の会代表委員石井あや子)(第二八九号)

商工会経営指導員等の待遇改善に関する陳情書(福岡県議会議長井上吉左衛門)(第二九〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出第四三三号

通商産業の基本施策に関する件

中小企業に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○山村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 増田長官にお尋ねをいたしますが、「海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得」というようにありますね。「その他これに類する権利の取得」とあるのは、開発の権利と、開発は当然探鉱に伴って出てくるわけけれども、「これに類する権利」というのはどういふことでしょうか。

○増田政府委員 「探鉱等」といいますものに開発する権利が入っているかどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては、開発する権利を含む場合があり得るということで、「探鉱等」にいたしたわけですが、ただ開発する権利だけを対象にしてはいたさないことになっております。つまり探鉱と開発の両方が一緒になった場合を想定いたしまして「探鉱等」と、こういうふうにしておるわけでございます。

○中村(重)委員 探鉱と開発が一緒になっているということだと、探鉱をする権利というのに入るんだらうと思う。そうすると、「その他これに類する権利の取得」というのは何か、「これに類する」ということは何かということになる。

○増田政府委員 最近の開発の形態がいろいろ変わってきておりますので、たとえば請負契約とかあるいはPSSコントラクト、これは請負契約の一つの形式でございますが、生産物分与方式の請負

契約、こういうものがいろいろ新しく出て、むしろそれが最近の石油開発の新しい方式となつておるわけでございます。「これに類する権利」といふのは、そういうものを含むということをはっきりさせるために掲げたわけでございます。

○中村(重)委員 この法律案の審議を通じて同僚委員から特に強調されたのは、資源保有国の恒久主権の尊重、こういうことですが、鉱区を取得する権利の場合に、その大前提となるものは資源保有国のいわゆる資源恒久主権の尊重、こういうことになるわけですが、法の運用に当たつてこの点をどう留意していけるのか、明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○増田政府委員 産油国の資源主権という立場をわが国としても尊重すべきことは当然でございます。それで、資源主権という内容につきましては、資源の探査、開発、処分のすべてに及ぶものというところでございます。

ただ、これにつきましては、たとえば産油国が外国資本を導入して開発するとか、あるいは外国の探査者、いわゆるオペレーターに請負をさせまして探査開発をするというところはこれに含まれておるわけでございますが、いずれにしましても資源主権に関する基本的な決議と言われております一九六二年の国連決議その他があるわけでございますが、これらを尊重して、具体的に言いますと、産油国は自分から必要または望ましいと考える規則と条件に従つて、先ほど申しました外国資本を導入したり、あるいは外部探査者といふいろいろな契約を結ぶわけでありまして、現実にはこの契約の内容といふのは資源主権といふものを尊重しながら、また産油国がみずからの選択によりまして探査者あるいは外国資本を入れるということとでございます。

○中村(重)委員 この点は大変重要な問題でありますから大臣からお答えをいただきたいのですが、御承知のとおり国連決議でもって権利の取得といふものは望ましくない、そういうことでありますが、国連決議の精神を尊重するということからい

きますならば、今回の改正案の中にあります鉱区を取得する権利を持つということについては、これは非常に重要な問題である。したがって、この法律を運用するに当たつて資源保有国の恒久主権をいかに尊重していくのかという問題は、事務的な問題ではなくて国連決議の尊重という観点からよほど慎重な態度をもって対処していくのでなければ、産油国との間のトラブルも起こってくるであらうし、また政府が考えているところの石油の自主開発ということも円滑にいかにいくというやうなことも私はなつていくのであらうと思ひます。抽象的ではなくて具体的に国連決議の精神を尊重するという面から、実際の法の運用に当たつてはこういう点はこういうやうなことでや

ていきたいというやうな政府の考え方を大臣から明らかにしていただくのでなければ、私もこの法律案を成立をさせるということをやうちよするわけですが、その点いかがでしょうか。

○河本國務大臣 いまお話しの問題はきつめて重大な問題でございます。開発を進めていきます場合に相手国の恒久主権を害さないということは当然気をつけなければならぬ問題でございます。ただ、個々の問題につきましては具体的にこうします、あつたかというところは、いま一概に申し上げることはできませんけれども、その基本的な精神を十分配慮をいたしまして、そういうことの起こらないやうに具体的問題に対処していきたいと考えております。

○中村(重)委員 増田長官は同僚委員の質問に対して、石油の開発については古い型の権利取得はあり得ないんだ、そのやうにお答えになつていらっしゃるわけですが、観念的にはわかるわけですが、すけれども、古い型と新しい型の具体的形態といふことに対するあなたの認識はどういうことになつてますか。

○増田政府委員 私が先般商工委員会で古い型の利権方式と申し上げましたのは、かつてありまして、鉱区を取得いたしますと、あとすべて

のこの換業権あるいは生産されます油の処分権はコンセッションを受けました外国企業が行う、こういう形が古い型の利権契約、こういうふうにし上げたわけでございますが、こういう形は今後はあり得ないといふことで、ただ鉱区付与といふ形のもので、たとえば言いますとイランは二十年以上前から国有化を行つておるわけですが、合同方式で利権を付与するといふことでやっております。むしろ、先生のおっしゃられております資源主権についてはイランは早くから強い態度をとつてきたわけでございますが、その場合は共同して開発する、現在のイラン石油開発がそういうことでやっております。いろいろな方式が実際の石油開発にあるわけでございますが、先ほど先生にお答え申し上げましたやうに、いずれの石油開発もかつてのいわゆるコンセッション型ではなくて、産油国、資源国の資源主権といふものを尊重し、また資源国が条件を決めた内容で開発が行われる、こういうことになつておることを先般御答弁申し上げた次第でございます。

○河本國務大臣 古い型といふことを重ねて長官が明確にしたわけでございますが、私も同じ考えでございます。

○中村(重)委員 島田総裁が参考人として出席されて述べられたことでも明らかになつておるわけですが、公団は今日まで民間の権利取得について大変苦勞はあつたやうですけれども、それなりの役割りを果たしているわけですか。ところが、それでも政府は不十分であるといふ考え方であらうと思ふのですけれども、公団が直接権利を取得しなければならぬ、それを必要とする積極的理由といふものはどういふところにあるわけですか。

○増田政府委員 現在の石油開発の推進体制及び石油開発公団法のあり方といふものは、基本的には企業が開発をいたしますのに対して石油開発公団が出資または融資の形で援助をするといふのが基本になつております。ところが、いま先生のお尋ねのやうに、公団が直接石油の探査あるいはそれに類する権利を取得するといふのはどうい

う場合にでてくるかといふことでございますが、いま申し上げました探査する権利あるいはそれに類する権利の契約をいたしますときに、企業が行いますのに対して先方の国または石油の機関が契約は公団にやつてもらいたいといふことを要望する場合があります。それが直接に権利を取得する必要がある場合の一つの例でございます。

それからもう一つは、実際には企業が契約をいたすべきであります。この前参考人でありました島田総裁が御説明申し上げましたやうに、会社を設立するのに相当時間がかかる、ところが先方はあと一ヶ月以内とかあるいは二週間以内に契約を結ばなければはかの国に与えるといふやうな例がいろいろ出てきておるわけでございます。そういう場合には、会社ができません前に契約するのに当たりまして、石油開発公団がみずから契約の当事者になる。ただ、このいずれにつきましても、將來はその企業に探査する権利及びそれに類する権利を譲渡するといふことが条件になつております。

○中村(重)委員 産油国が、民間といふものに対しては余り知名度も高くないし、といふことは信用度といふものがわからない、といふことは交渉といふことよりも、政府機関を非常に望むといふケースといふものが相当あるやうにも感じられるわけですが、そうした点は積極的な理由といふことの中心的なものではないのかどうか。やはり私どもは権利の取得という国連決議を尊重するといふ観点から、その点を非常に重視するわけですか。先ほど来大臣も明確にその点をお答えになりましたものの、要は今後具体的に公団がどう進めていくかといふ点にあるわけですから、その場合、私もこの法律案を成立をさせるということになつてまいります。やはり相手国の意向といふものが政府機関との話し合いを望むのだ、そういうケースが非常に多いのだといふことになってくると、そうした相手国の意向といふものが満たされるといふ方向で私どもは対処してい

なければならぬということになるわけですから、その点をひとつ明確にしておいていただきたい。

○増田政府委員 相手国の意思をできるだけ尊重するというのが、先ほどの資源主権の尊重でもあるわけですが、産油国が石油の開発を外国の企業にやらせる場合に、まずその基本的な契約は、従来からの経験もあり、また世界的に知名度もあり、また技術陣も相当そろっている石油開発公団と専門的にまず詰めた、そこで契約をいたした後に、初めて日本側の民間企業がその契約に基づいて開発事業を行う、こういう形態が相当多くなっているわけですが、その場合には、石油開発公団がまず契約の当事者になるということですが、ただそれなら石油開発公団が契約をするだけでなく、さらに探鉱もすべきではないかという御議論も、いままでは委員会でいろいろ御質問があったわけですが、現在の石油開発公団の状況から言いますと、探鉱までは現状ではできないということで、相手国政府にも十分説明しまして、契約をした後、これは民間企業に自分の方が譲るんだ、しかしそれについては契約当事者として自分の方で責任を負って、十分この契約の内容が実行されるようにすること、それで、そういう話し合いに基づきまして、石油開発公団と相手国政府、あるいは相手国政府機関との間の契約が行われる、こういう形で、今後の開発が新しい形で進んでいくということになります。

○中村(重)委員 長官は、政府の目標であつた六十年代三〇%達成ということはむずかしいとお答えがあったのです。今回の直接利権の取得ということ、この自主開発の促進という点にも関連してくるのではないかと思います、その点いかがですか。

○増田政府委員 自主開発がわが国の総石油輸入量の三〇%を目標とするということは、私どもの従来からの念願であつたわけですが、最近の情勢

から言いますと、ただいま先生から御指摘のありましたように、三〇%を達成するのは、いろいろな意味でなかなか困難があると思います。ただ、できるだけ自主開発を進めていきたいということ、でも、しかもいろいろ情勢が新しく変わつておりますので、そういう新しい情勢に適応して業務の拡張をお願いいたしておるわけですが、これによりまして、三〇%は必ずしも、三〇%にできるだけ近づけていく努力を重ねていきたいというのが趣旨でございます。

○中村(重)委員 この点は政府の中期エネルギー政策という点から重要な問題点でありますから、大臣からお答えをいただきたいのですが、六十年代に自主開発はどの程度見込まれるのかという点と、新しいエネルギー政策を策定するに当たっては、自主開発を何年度にどの程度するかという計画というものが当然出てこなければならぬというように私は考えるわけですが、新しい自主開発計画を策定する意思があるのかどうかという、その二点についてお答えをいただきたい。

○増田政府委員 大臣が御答弁申し上げます前に、私から若干事実関係について御説明申し上げます。たいと思つて、現在の自主開発原油というものは大体九割ないし一〇%になっておるわけでございます。それから言いますと、昭和四十二年に三〇%の目標を立てたわけですが、それが現在に至つてもまだ一〇%に達してないというのが現状でございます。

六十年代にどれくらいに達するかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、三〇%は、現在の情勢では、私どもは非常に困難だと思つております。ただ、その努力をさらに傾けて、できるだけ三〇%に近づけたらいいということで、今回の改正をお願いいたしておるわけですが、今後の石油の輸入状況といたしまして、自主開発以外に、たとえば長期の直接取引、いわゆるDD取引を長期の契約に基づいて行う、これも非常に安定した供給源になるということでございます。それからまた、いわゆる政府間取

引、この前イラクと行ひまして、十億ドルの経済協力を、それと引きかえにイラク政府が長期にわたつて石油を供給するという、長期石油引き取り契約を伴います経済協力を政府間協定でやる、私どもGGベース取引と言つておりますが、こういう長期のDD取引あるいはいま申し上げましたようなGG取引というものを加へまして、安定供給の率をできるだけ高める。ですから、自主開発と先ほど言ひましたものを合計いたしまして、これは三〇%ということではなくて、日本の石油輸入の中でいま言ひましたようなものをできるだけ多くするという努力を重ねていきたいということが、私どものいま石油の輸入政策ということ掲げておることでございます。

○河本國務大臣 大体のアウトラインは長官が言つたとおりでございますが、昨年混乱をきわめておりました世界の石油事情も、方向がほぼ見當がついてまいりました。そこで、来月の中旬には政府としてのエネルギー政策についての基本的な考え方についての方向を決めたい、こう思つておるわけですが、その中では、やはり当分の間は石油が依然として大きな役割を果たすわけでございますし、同時に、その石油の中において占める自主開発原油というものも、三〇%見当のものを目標とする、その目標は変えませんが、しかし何分にもこれにはむずかしい事情等がございますので、これはあくまで流動的に考えていかなければいかぬのじゃないだろうか。目標を掲げながら流動的に考えつつ、そしてそれにかわるべき方法も、いま長官がある申し上げましたが、あわせて並行的に進めていく、こういう考え方でやつていきたい、かように考えております。

○中村(重)委員 取得した権利は民間に譲渡するということが前提になつておるわけですが、どういう方法で譲渡をしていかれますか。

○増田政府委員 先ほど申し上げましたように、産油国の方の希望により、石油開発公団が探鉱する権利及びそれに類する権利を取得する、あるいは会社の設立が間に合わないために、まず契約を

石油開発公団が結ぶというわけでございますが、その後企業にこの権利を譲渡するわけでございます。

その譲渡はどういう方法でやるかというお尋ねでございますが、現在私どもの考えておりますのは、公団が契約いたしまして、一年以内にこの開発に当たる企業に譲渡する。それで、譲渡するに当たりましては、これは当然の対価を要求するわけでございますが、それまで公団が、たとえば交渉費、あるいはサインボーナスということで契約のときに払いました費用、それから契約を結びます前に、いろいろの資料というものを購入したものでございまして、これらの金額の実費を全部企業に請求いたしまして、それを徴収いたしましてから譲渡するということを考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 その譲渡を受けたという会社が複数の場合もあり得るであろう。それから、公団が産油国との間に折衝をいたしまして、そこで協定ができ上がるわけですね。ところが、協定を結んだその内容に対して、採算面から譲渡を受ける会社との間に必ずしも条件が整わないということとだつてあり得るであろう。その場合にどうするかというところは当然考えておかなければ、私は混乱をするような感じがいたします。その点をどうするか。あらかじめこの鉱区はA会社ならA会社に譲渡するのだということで、一緒に連絡をとりながら交渉をするというふうなことで、そういう方式をとつていくのかどうかという点、明確でありませんから、その点をひとつ明らかにしておいていただきたい。

○増田政府委員 公団が契約いたしました開発の権利というものは、先ほど申し上げましたように、一年以内に必ず譲渡するということになつておりますので、契約いたします前からいろいろ準備を進めて、これを引き受ける会社、あるいは会社が設立されなくても、これを引き受けることを予定される会社群、つまり新会社はできなくて

も、その株主となるべき企業と十分相談をし、また契約のときは一緒に行くという事で、この譲渡につきましても、大体譲渡すべき企業あるいは企業の予定者というものが、あらかじめ決まっておるわけでございます。そういう意味で、公団が何らそういう相談なしに契約をして、そして一年以内に相手を探すとすることは、これは私どもはできないと思っております。ただ、会社がまだできておりませんから、その意味では先生の御心配になれますような、その後いろいろの話し合いというものが必要になってくると思ひますが、しかしいづれにいたしましても、公団が十分調査をして、有望なところを契約したすわけでございいますから、公団が譲り渡すことができないような心配は私どもはないと思っております。それからまた公団が獲得いたしましたものを後から公開入札をして、そして企業の選択をするというようなケースは、私どもは出てこない、むしろ冒頭に申し上げましたように、契約いたしますときには、譲り渡すべき企業あるいは企業となるべきものと十分相談をした上で、そして契約に当たる、こういう形でやっていきたいと思っております。

○中村(重)委員 この点は大変重要でして、私が心配をしておるといふことよりも、政府自体が明確な方針を確立しておかなければならない。ですから、いまのあなたのお答えからは、公団が相手国との間の交渉をする、条件が整う、探鉱開発という形に進んでいくわけでありますが、その場合に、そういう協定が締結された後ではなくて、あらかじめA会社ならA会社というものを決めて、それと緊密に連絡をとってやっていくのだというお答えでございますから、この点は大臣からはっきり方針をお示し願っておいたほうが私はよろしいと思ひます。

○河本國務大臣 私はいま長官が言ったような手続になると思ひます。

○中村(重)委員 周辺大陸だにおける探鉱を公団の投融資の対象とするというようにあるわけ

ですが、「周辺」の範囲はどのようにお考えになつていらっしゃるのですか。

○増田政府委員 「本邦周辺の海域」ということでございますが、これは範囲につきましても、領海内の海域と領海外の大陸だ、両方を含んでおるわけでございます。

○中村(重)委員 領海は三海里から十二海里を政府も認めるという方針を明らかにしてまいりましたわけですが、ところが経済水域ということでは二百海里ということなんです。本法の運用に当たっては、解釈はどういうことになるのか。十二海里という領海、あるいは経済水域の二百海里というものを政府が考えている領海というようにすることで運営していくのか、その点いかがですか。

○増田政府委員 先ほど申し上げました領海外の大陸だの範囲がどういうようになっていくかというところでございしますが、これは日本は大陸だな条約に入っておりますが、一応大陸だな条約が大陸だの定義を決めておりますので、大体水深二百メートルまでの大陸だ及びそれに加えまして開発可能なところまで、ですから二百メートルより深くても開発可能であれば、その大陸だの延長としてやはり大陸だなと考えるということでございます。

○中村(重)委員 日韓大陸だな共同開発協定を結ぼうとしておられるわけですが、政府がいま協定をしようと考えている日韓大陸だの協定は、この改正案で政府が考えている周辺の概念に入るのかどうか。

○増田政府委員 日韓大陸だの共同作業というものは、現在協定が韓国政府との間に結ばれたわけでございますが、私どもは、先ほど申し上げました領海外の大陸だに含まれるという解釈でございます。

○中村(重)委員 そうなつてまいりますと、日韓大陸だな共同開発というものと今回の改正案との関係というものはどのように解釈をしているのかという点を明確にしておいていただきたい。

○増田政府委員 お尋ねの趣旨は、今回の改正で

本邦周辺の海域というものの対象を広げる、それであるなら、現在問題となつております日韓大陸だの共同開発をこれによって推進するのではなにかという御趣旨だと思ひますが、これにつきましてお答え申し上げますが、そういう趣旨ではございません。

それで、これにつきましてその理由を御説明いたしたいと思ひますが、今回の改正に当たります対象ですが、これは本邦周辺の海域ということになつておりますが、先ほど御説明いたしましたように、これは二つに分けられると思ひます。一つは領海、それからもう一つは領海外の大陸だなというところでございしますが、領海外の大陸だなにつきましては、これは昭和四十六年度以降、実績としても、領海外の本邦大陸だの探鉱事業につきましても、石油開発公団法の目的達成業務として投融資をすでに実施してきております。ですから、この分野の業務は、今回の改正によって新たに加えられるものではございません。

それでは、なぜ今回のような規定を設け改正をするのかということにつきましては、今回の改正の実質的な意味は、公団の目的が海外における探鉱促進にあるため、従来目的達成業務としては実施困難でありました領海外における探鉱事業に対する投融資業務を行えるようにすることでありま

す。領海は従来三海里であつたわけですが、現在世界の大勢といたしましても、また日本も近くこれを十二海里に広げる可能性が非常に高まつております。そういったしますと、この拡大されました領海内に相当有望な構造が存在することは予想されておりますので、それに対応して今回の改正をいたしたわけでございます。

以上のごとき、領海外の大陸だの探鉱事業につきましても、公団の助成対象としてきておつたわけでございますが、今回の改正のねらいというものは、繰り返しになりますが、領海幅拡大に備えて、目的達成業務としては実施しがたい領海内における探鉱事業を公団の助成対象にするということでございます。

それでございますから、領海外の大陸だなを対象としている日韓大陸だの共同開発協定と今回の改正とは直接には関係がございませんし、また先ほど申しましたように、この日韓大陸だの共同開発を推進する意図を持っておるものではありません。

○中村(重)委員 この点はきわめて重要であります。したがつて、改めて大臣から考え方を具体的にお示しただくか、あるいはいま増田長官が答えられたことを大臣が確認をされるか、明確にしておいていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 いま増田長官が詳細説明をいたしましたので、そのとおりでございます。

○中村(重)委員 ただ、私がいまの増田長官のお答えでやはり疑念を持ちますのは、大陸だなにおける探鉱を公団の本業業務の中に明確化し、領海内における探鉱とあわせて公団の投融資の対象とするものでありますと、こう説明しておられるわけですが、いまのお答えの中で、現行法の十九条七号に目的達成業務というものがあられるわけですね、これで従来もやってきたのだ、またやれるのだ、したがって今回の改正と日韓大陸だの協約の問題は関係がないのだから、これを推進するものではない、こうなつておる。大体このように重要な問題を、付随事項ともいわれる目的達成業務条項でやれるという考え方が、私はやはり拡大解釈であると思ひます。政府としては、このような重要な大陸だの開発というものを目的達成業務でやれるというようなことは、どうしてそういうような無理な解釈をおとりになったのか、その点どうなんでしょうか。そして、具体的にいままで目的達成条項でもって開発に対する投融資をやつてきたという事例はどの程度あるのか、またどこにやつたのかということも明確にしておいていただきたいと思ひます。

○増田政府委員 目的達成業務で読みました趣旨は、石油開発公団は海外における開発事業を推進するための機関である。ところが、海外の解釈につきましても、いわゆる大陸だなは、領海ではござ

いせんが、いわゆる公海でありますので、この公海を海外と認めるのか、あるいは海外の中に含まれていないのかというところがいろいろ議論されたわけでございます。それで、私どもは海外における石油開発事業は、当然領海から外へ出たものにつきましては、これは認めるのではないかといいことで、いろいろ法制局とかその他と相談したわけでございますが、これは海外の解釈がいろいろなケースで相当違うものですから、むしろ目的達成業務というところでこれを認める。

それで、石油開発公団の目的になっている海外においての開発をするという条項でなくて、いまの目的達成業務の方で、しかも海外に準ずる公海の開発事業だ、こういう解釈でやられたわけです。これらにつきましては、私どもは法制局その他とも十分相談をいたしまして、むしろ目的達成業務で読んだ方が、いろいろの解釈があった場合に、この方がいいのではないかといいお勧めもあって、目的達成業務で処理したというのが従来の経緯でございます。

それから、もう一つの御質問でございます大陸なプロジェクトに対して、公団がどういうように投融資をしてきたかということでございますが、これは一つは、阿賀沖で現在、日本海洋石油資源株式会社と出光日本石油株式会社との共同事業で開発をいたしております。これは領海外の大陸架の作業でございますが、これに對しまして、日本海洋石油資源株式会社に對しましては二十四億六千九百九十九万円の出資をいたしております。それから、出光日本石油株式会社に對しましては十九億七千四百萬圓の出資を行っております。次の例といたしましては、新潟沖で探鉱中でございます北日本大陸棚石油株式会社に對しまして十億の出資をすでに行っております。また、いわゆる常磐沖、これはエッソと帝石とそれから東日本石油開発、この三社の共同事業でやっております。これも領海外の大陸架でやっておりますわけでございますが、これに對しまして七億二千八百萬圓の融資をすでに行っております。これらを合計いたしますと、

出資、融資の実績としては六十一億八千万円がすでに行われておるわけでございます。

○中村(重)委員 いまお答えになりましたようなことは、もちろん石油開発公団を通じてやっておりますね。

○増田政府委員 いま申し上げました六十一億八千万圓の投融資の実績は、これは公団の投資、融資の合計でございます。それ以外にこの各会社には別途の投融資を行っておりますわけでござい

ます。○中村(重)委員 それは当然であるわけです。ところが、あなたもお聞きになっていらっしゃると思いますが、私が島田総裁に對して、目的達成業務で公団が業務を行っている事実についてお尋ねをいたしました。ところが、総裁は答弁でございまして、あなたのところへも歩み寄って、何かあなたに尋ねて答えるというふうなことでありまして、少なくともあれほど長い間公団の総裁として業務を遂行してきた者は、これは目的達成業務による問題であるかどうかということも十分理解をしてやっていくということではなならないと私は思う。知らないというふうなことであつては、私は、総裁としてきわめて怠慢であるというか無責任であるというか、許せない態度であるというふうに思います。少なくともその点に對しては、大臣並びに長官はどのようにお考えになりますか。

○増田政府委員 この島田総裁が参考人として当委員会に出ておられて、そのときに、直接利権取得について、目的達成業務ですで行った実績があるかどうかという御質問に對しまして、私に聞いて、この実績はないということに答弁いたしましたわけでございます。直接利権取得は現在までないわけでございますが、それに非常に近い形でバングラデッシュ及びビルマ沖の契約があるわけでございまして、これは直接利権取得の寸前までいきましたが、ようやく会社の設立が間に合いました、むしろ設立を急がせまして、最後の段階で会社とビルマ政府との間に契約させたわけでござい

ます。このときに非常に無理がありましたし、また総裁から御説明いたしましたように、これだけ待たせるならばかの国へ譲ってしまうということを言われたわけでございますが、あのときには幸いにして会社設立が間に合ったわけでござい

ます。ただ、先生がおっしゃられますように、公団総裁は、直接利権取得というものの実績があるかどうかは、私は、この法律の改正が非常に大きな問題点となっているので、御自分が当然知っておるべきことであるということ、そのとおりだと思います。

○中村(重)委員 目的達成業務で私が指摘をいたしましたようなことがやれるということになってまいりますと、私は何でもやれると言ふのです。石油開発公団として石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な行為は、どこまでも広がってまいります。やはり従来の解釈に私は無理があったというように思います。

今回の本来業務の中に明確化するということ、は、もっと早くやるべきであつた。少なくとも目的達成業務というところから、目的を達成するために大陸だに對するところの開発、利権取得、投融資というものができるといふようなことであります。このこと自体が大変重要な問題でありますから、もっと広範にわたって政府が勝手にやれる。私は、そのことは少なくとも立法府を軽視するという態度にもつながっていくような感じがしてなりません。七十二回国会におきまして、今回出しておられるような改正内容というものは行われていないのです。今回特にこれを改正しようとしておられるのは、日韓大陸だの共同開発というような問題がこへ出てまいっておりますので、やはりそれとの関連というものがあつたのではないかという疑念というものが当然起こってくるということは、無理もないことだといふふうに感じます。しかし、その点に對しては、また後でお尋ねすることもありますけれども、大臣からも長官からも明確にお答えがあつた

わけでありますから、その点は議事録にもはっきり載っているわけですし、私はそれを疑おうとは考えていないわけです。しかし、少なくともいままで目的達成業務でやれるという考え方で来たということ自体、また現にこれを行ってきたということ自体、大変拡大解釈であり、立法機關に對するところの輕視という批判を免れないというように思います。その点に對しては、大臣、どのようにお考えになりますか。

○増田政府委員 先ほど本邦の大陸だの実績を申し上げ、これを目的達成業務で処理したということをお説明申し上げたわけでございますが、目的達成業務でこれを非常に拡大解釈していろいろのものをやるというのとは、法律の精神に照らしてもおかしいではないかという御指摘でございますが、私どもの解釈といたしましては、従来の石油開発公団法の業務の中に、今回この点も改正をお願いいたしておるわけでございますが、海外における石油等の探鉱に必要な資金を供給するための出資及び融資の業務を行う、この規定されておりますが、この「海外」には当然領海外の大陸だを含むべきだというのが私どもの解釈だったわけです。

ただ、これにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、法制局といろいろ御相談いたしました。が、公海について「海外」と読むかどうかについていろいろ解釈があるので、むしろ目的達成業務の方で処理した方が安全ではないかということであつたわけです。ですから、その意味では、この「海外」の解釈につきましては、公海を入れるか入れないかにつきまして、おそらくこれは国際法上いろいろ問題があるのだらうと思ひます。そういう意味で、この立法のときに当たりましては、むしろ「海外」に当然領海外の大陸だも含むものと私どもは解釈いたしておつたわけでございまして、処理としては、法制局の御注意もありまして、そういうようにいたしましたわけでござい

ます。以上申し上げましたのは、この大陸だの開発

につきましては、これは先般の改正のときにも、大陸だの開發を大に行うべきだという商工委員会の附帯決議もあつたわけでございます。私も大陸だの開發の推進をいたしたい、これも「海外」ということでのいろいろの解釈があるのなら、目的達成業務で読むということをやつたわけでございます。この御審議を受けましたままの石油開發公団法の趣旨を逸脱して、目的達成業務で勝手にやつたというふうには、私も考へておらない次第でございます。

○中村(重)委員 日韓大陸だの共同開發協定に対しては、中華人民共和國及び朝鮮民主主義人民共和國から異議が出てゐることは御承知のとおりであります。先ほどの答弁に關連をしておるわけであるとき、あるいは起るおそれがあるというものは當然行ふべきではない、このように考へますが、大臣、この点をどう考へになりますか。

○河本國務大臣 これは私も當然そうしなければならぬと思ひます。繰り返して申し上げます、紛争のある地域及び紛争のおそれのある地域、そこでは開發業務、投資といふものは見合わせるということにしなければいかぬ、こういうことでございます。

○中村(重)委員 それでは、これは行わない、こういうことになりませんか。

○河本國務大臣 紛争を生じておるところ、または紛争を生ずるおそれのあるところ、その間は行わない、こういうことであります。

○中村(重)委員 共同備蓄会社に対する公団の投資は、プロジェクトごとに設立された会社に出資をする、こうしてあるわけですが、出資予算は三十億、融資は五十億にすぎないわけですね。この程度だと、余り多くの会社には投資はできないように思ふのですが、どの程度の会社数を予定をいたしておりますか。

議を受けておるわけでございますが、私も考へておりますのは、一つの会社に五億ないし十億の出資を考へております。それから言いますと、数といたしましては三社ないし四社くらいというものを共同備蓄会社で考へていきたいと思つております。

それから、それに対する融資が非常に少ないじゃないかという御指摘でございますが、これは会社を設立いたしましたして、いろいろ計画を立て、それから建設に入るわけでございますので、初年度でございますので、初年度の事業としては五十億でございます。十分ではないかというふうに考へておりますが、これはタンクの建設その他が進捗いたしますと、相当大きな金額を要するということになっていくと思ひます。これは第一年度の融資規模でございますので、第一年度としては五十億の融資で十分ではないかと考へた次第でございます。

○中村(重)委員 原油融資は五百八十五億、九十日分の計画をしておるようでございますが、実際問題として、九十日備蓄といふものが可能かどうか、また具体的には陸上、海上を含めて備蓄をしようとしておられるのか、後で備蓄關係の法律案もお出しになるわけでございますが、本改正法案の中にもその点に対する内容が含まれてゐるわけですから、ただ観念的に國際的な石油消費國會議で九十日備蓄といふものが決定をしたから、これは日本政府としても九十日といふものを表に出さなければならぬといふことであつては、私はいけませんと思ふのです。公害問題等の関連等々から、九十日備蓄といふものは可能である、具体的にはこうするんだといふことをこの際明確にしておいていただきたい。

○増田政府委員 現在の備蓄水準は、設備面から言いますと大体六十日前後になっておるわけでございますが、これを来年度、つまり昭和五十年を初年度といたしまして昭和五十四年度末までに九十日に持つていきたいというのが、今回の新しい備蓄増強計画でございます。

先生のお尋ねの、九十日の備蓄を達成するのは非常にむずかしいんじゃないかという御指摘でございますが、私も非常にむずかしい点があると思つております。ただ、一昨年の石油危機を経験いたしました、わが國においてやはりどうして九十日備蓄といふものを持つておられないかと、石油の供給が削減された場合、これは國民生活に非常に大きな影響を与えるということをもつて私も経験いたしましたわけでございます。この達成にあらゆる努力を傾けたいと思つております。

ただ、これを行いますに当たりましては、備蓄基地の建設その他につきまして、十分保安の問題に留意をいたさなければならぬわけでございます。すし、また地域の住民の方々の理解と協力を得なければ、この九十日備蓄を達成することは困難だといふふうに出ておられます。そういう意味で、保安面につきまして万全な対策を行う、それから地域の方々の理解と協力を得るためのあらゆる努力を行う、これによりまして九十日備蓄といふものを達成していきたいと思つております。

○中村(重)委員 今回の改正案の業務の範圍の中に四つあるわけですね。本邦周辺の海域における石油等の探査資金の投資、それからオイルサンド及びオイルシェールを本法の石油等に含めるという問題、外國の政府機關に対する石油等の探査資金の融資、これは融資買油ということになるんだらうと思ふのです。それから、海外における石油等の探査をする権利その他これに類する權利の取得といったようなことになってゐるわけですが、この中でいづれに重点を置いて運営をしていこうとお考へになつていらつしやいますか。

○増田政府委員 開發關係につきましては、いま先生が御指摘になりました四つの改正があるわけでございますが、これについてどれに重点を置かうかというお尋ねでございます。

私もいたしましては、それぞれに重点を置いておるつもりでございますが、ただこの中のオイルサンドとオイルシェールは、いろいろ技術上の問題がございます。それで、現在でもアメリカ及びカナダにおけるオイルサンド、オイルシェールを代替燃料として開發しようという事業につきましては、將來のリスク負担その他いろいろの問題がございます。また技術上の問題、それから環境上の問題、いろいろございまして、まだはっきりとこれについて見通しが立つておらない状況でございます。

それから申し上げますと、四つの中ではいまのオイルシェール、オイルサンドの事業につきましては、若干將來の問題になる、こういうふうには

ますが、ただ先生も御存知のように、石油の数倍の埋蔵量が、それぞれオイルサンド、オイルシェールとしてございますので、有限なる石油にかわる一つの大きな燃料源だというふうに考えております。先ほども申し上げましたように、他の三つについては、私もそれぞれ同じような重点をもって当たりたい、こういうふうな思っております。

○中村(重)委員 私があえてこの点をお尋ねしておることは、御提案になったから、いずれも重点を置くんだというところはわかる。しかし、この委員会において、直接利権の取得ということ、産油国の恒久主権という点から問題があるんだということを申し上げているわけです。これに重点を置いていくとするのか、また外国の政府機関に対する石油等の探鉱開発資金の融資ということ、これは融資買油なんだから、相手国の主権を侵害するといったようなことはこの点からは起り得ない、こう私は理解してもよろしいのではないかと、こういうことに相当ウエイトを持つていくという考え方があるのかどうかというところ、政府の姿勢として私も聞いておくというところは、これは当然でなければならぬ、私は思うのです。それで、あえて私はその点について触れたわけであって、四つ出しているからどうなんだ、四つとも同じでありますというようなことは、おどろきの答弁ということになる。やはりあなた方が質問に対してお答えになる場合には、改正法案としては懸念を持っておるか、こういう点を立法院としては懸念を持っておるか、こういう点はやはり特に慎重でなければならぬ、ということ、これを当然頭に置いて今後の運営に当たっていかねければならぬ、私は考えるから、あえてこの点に対する——ただ改正案に対してどうかというよりも、いままでも私が数日にわたって質疑を、どういふ点を一番懸念しておるかという点も理解された、私は思う。したがって、私の質問に対しては、いままでも各委員から質問をし問題にしたという点を頭に置きながら、今後の

運営についてどう対処しなければならぬかという観点からお答えというものが当然出てこなければならぬ、そういう考え方でお尋ねをされているわけです。改めてもう一度お答えをいただきます。

○増田政府委員 今度、四つの業務の追加について御審議を受けておるわけでございますが、これに対する優先度をどういふふうに考えるかにつきまして、先ほど私が申し上げました答弁が非常に不明確でおわびいたします。

四つのうちで、先ほど申し上げましたように、オイルサンド、オイルシェールの方は将来の問題というところでございまして、残りの三つについて申し上げるわけでございしますが、恐らく相当大きく出てくるのは、先ほど先生もおっしゃられた融資買油の問題、これは金額も相当大きいので、これが一つの重点であろうと思っております。

それから、本邦の大陸だのの開発につきましまして、これは韓国の共同作業の問題につきましまして、先ほど大臣から御答弁があったわけでございしますが、つまり日本の新潟沖とかあるいは常磐沖その他、ここに良質の石油が発見されれば、これは安定確保にとつては非常に大きな効果が上がりますので、これは金額的には先ほど申しました融資買油に比べると少ないと思っておりますが、やはり一つの別の意味の重点を置きたいと思っております。

それから、直接利権取得につきましまして、これはたまたま本委員会でも私からも申し上げておりますが、産油国のいわゆる資源主権というものは十分尊重するというものとこれを行うというところでございしますが、ただこれにつきましましては、公団が先方から求められる、あるいは会社の設立が間に合わないというところで一年以内に引き渡すことを前提としておりますので、金額的にも少ないと思っております。またケースとしてもそう多数は出てこないというふうな考えておりますが、ただこれも先方の産油国の方の要望でぜひ公団がやれということであれば、私もやはり資源を持つております国の意思を尊重してこれを行いたいというこ

とで考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 日韓大陸協定等に基づく国際紛争の起こる可能性のある地域に対するところの投資は行わないということ、あるいはその他重要な点に対して大臣並びに長官から明確なお答えがありました。したがって、私も賛成という態度をもって臨みたいというふうに考えております。円滑に本法の目的が達成されるような運用について、十分ひとつ留意をさせていただくように期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○山村委員長 近江已記夫君。

○近江委員 大陸だの等の周辺海域の開発につきましましてお伺いしたいと思っておりますが、わが国が周辺大陸だのの開発を促進することは、最も確実な安定供給源を持つことになるわけであります。これは非常に重要な課題であらうかと思っております。今回の法改正で、領海内の探鉱事業に対しても公団から投資できることになるわけであります。現在の領海三海里以内で、また今後領海が十二海里となった場合に、それぞれの探鉱事業の現状と探鉱事業を実施すべき有望地の賦存状況につきましましてお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 わが国の周辺大陸だのにおきまして、石油及び可燃性天然ガスが存在しておる可能性が相当高いわけでございまして、現在私もおきまして、わが国周辺大陸だのには、堆積盆地が発達しており、また構造が相当数あるということが判明しております。

それで、いまお尋ねのどれくらいの数があるかというところでございしますが、先ほど申し上げました大陸だの基礎調査の結果では、現在の領海三海里内には十ヶ所の構造があるということが報告されております。それから、今後十二海里になった場合に、この三海里と十二海里の間にどれくらいの構造があるかということもございしますが、これにつきましましては六十数個の構造が一応報告されております。そういたしますと、十二海里まででは合計約八十個の構造が領海内に含まれるという

ことになるわけでございます。

○近江委員 領海内の鉱区の設定状況及び各社の探鉱事業計画をどのように把握されておりますか。

○増田政府委員 御質問の鉱区数につきましましては、領海の内外いかにかわらず設定及び出願を認めておりますので、これが三海里以内、十二海里以内、どういふようになっているかということ、はいまだ私も区別してその数字を把握しておりませんので、ここでお答えすることは困難でございますが、領海とそれから大陸だのを含めまして、つまり領海外の大陸だのを含めまして、石油、天然ガスの鉱業権の設定の合計は四千八百二十二件でございます。面積にいたしましては、一万六千八百七十七平方キロメートルでございます。それから、出願につきましましては、三十五万九千九百八十四件で、この面積は百六十五万四千四百四十四平方キロメートルでございます。

それから、領海内におきまして探鉱開発状況はどうかというところでございしますが、現在まで三海里以内の領海内での探鉱投資の額は、まだきわめて少ないわけでございまして、むしろ調査その他をやっておりますが、昭和四十四年から四十八年の合計で私どもの把握しております範囲内では、大体八億五千万円というのが合計でございします。

○近江委員 この三海里なり十二海里——十二海里というのは、大体世界の大勢と思っておりますが、やはり通産省は常にそういう点を把握しておく必要がある、このように思います。いま整理できないならやむを得ませんが、今後しっかりやってもらいたいと思います。

それから、領海外の周辺大陸だのの調査につきましまして、実施したことがあるかどうか、ないと思えば、今後実施する計画があるかどうか。その場合わが国独自でできる範囲と技術力の現状について説明をお聞かせしたいと思います。

○増田政府委員 国がやっております大陸だの基礎調査でございますが、これは四十五年から実施しております。四十九年までの合計が大体二十

四億、正確に言いますと、二十三億八千万円を投入して基礎的な物理探査というものを、国が石油開発公団に委託いたしまして実施いたしておるわけでございます。

技術力につきましては、わが国が独自でできる範囲及びその技術力の現状はどうかということでございますが、現在までのところは、これは先生御存じのように、非常に残念ではございますが、大体外国会社と共同方式をとりまして、これらの大連などの探鉱を行っておるわけでございます。

例を申し上げますと、たとえば常盤沖でやっておりますのが帝石とエクソンとの共同開発でございますが、阿賀沖におきましてもアモコという米国の会社と共同事業でやっております。これは外国の新しい技術も入れまして、そしてわが国の開発会社もそれを勉強しながら共同事業でやっておりますというのが現状でございます。

○近江委員 現段階で最も有望と見られるのはどこか、この点について伺いたいと思うのです。その場合、日韓大陸な共同開発協定で規定する地域というものは入っておるのかどうか、以上の点、伺います。

○増田政府委員 現在すでに着手しておりますが、本邦周辺の大連だなどやっております中で、どれが有望かということでございますが、阿賀沖につきましても、これは石油でなくて可燃性天然ガスの相当大きな構造が発見されたわけでございまして、現在ではすでに生産段階に移る準備を行っております。これによりまして、本年の末からあるいは来年早々にはこれが実際に生産されて供給される態勢になるということで、現在着々準備中でございます。

それから、常盤沖につきましても、これも天然ガスでございますが、二井は相当有望な構造を見つけたわけでございますが、ただ非常に陸地から遠いものですから、これを直ちに生産段階に移し得るかどうかにつきまして、その技術的な検討が行われておるわけでございます。

これ以外にも、たとえば秋田県あるいは山形県

の沖、それから島根、鳥取沖というものが相当有望だということで、いろいろ作業が行われておりますが、現在までのところではまだ有望な構造は発見されていないというのが実情でございます。

それから、日本周辺でどこが一番有望かということでございますが、これは南シナ海から東シナ海にかけての相当の堆積盆地があるというところを言われております。日韓の共同作業をいたす地域もそのうちの一部分でございますが、いまの地域の中ではどこが一番有望かということについては、これはまだわからないわけでございますが、南の方の堆積盆地というものが相当有望だということがエカフエの調査で報告されておるわけでございます。

○近江委員 有望な海域として、いま長官がお話しになったわけですが、その中で、現在進めようとしておりますこの日韓大陸な共同開発協定で規定する地域というのをいまお話しになったわけでございますが、この区域におきまして、日本側あるいは韓国側でどういう企業が探鉱開発をしようとしておるのか、また日本側の探鉱開発企業のうち、石油開発公団の投融資を希望することが予想されるものがあるかどうか、この見通しについて伺いたいと思います。

○増田政府委員 日韓共同地域で現在出願しておりますのが三社でございますが、日本石油開発と西日本石油開発、それから帝国石油、この三社が鉱業権の出願をいたしておるわけでございます。公団の投融資の希望については、現在まだ何も聞いておりません。

○近江委員 しかし、この地域につきましても、今後海洋法会議で二百海里の経済水域が決まったとしても、わが国と韓国だけではなく、中国とも一部錯綜する地域じゃないかと思うわけですね。そういう点で、日韓両国だけで決めるべきではないと思うわけですが、この点についての考え方はどうですか。

○増田政府委員 今回の協定で共同作業地域に入っております地域につきましては、一応韓国と

中国、それから日本と中国との間の中間線よりは日本側あるいは韓国側ということで、その地域を対象としたしておるわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、二百海里というものが認められるということになりますと、日本からあるいは韓国から、それから中国からの二百海里というものがそれぞれオーバーラップするということにはなるわけでございます。

○近江委員 そうなってきますと、少なくともこのようにいう国際政治上問題を起こす可能性のある地域に対しましては、国の機関である公団から投融資をすべきじゃない、このように思うわけですが、これについて長官と大臣からお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 石油の開発を行いますときに、これが国際的ないろいろの紛争のもとになるといううことは、望ましくないわけでございますが、そういう立場に立ちまして、石油開発公団という政府機関が投資、融資を行いますに当たりましては、これらについて十分配慮しなければならぬ。そういうことに基づきまして、紛争があるものにもかかわらず、個々の企業に対しては投融資をするということをしたくないというところは、先ほど大臣から申し上げましたとおりでございます。

○河本國務大臣 わが国の周辺では、二百海里という経済水域の問題と大陸棚という二つの問題からオーバーラップするところが若干あるわけでございます。したがって、基本的な原則としては、繰り返して申し上げるようでございますが、国際紛争を現に生じておるところ、また生ずるおそれのあるところは、そこに対する開発あるいは投融資、これはそういうおそれのある間はやらない、こういう基本方針を堅持すべきである、かように考えております。

○近江委員 いま大臣から明確に行かないというお話があったわけですが、この点は非常に大事な問題でございますので、今後必ずそれを守っていただきたい、このことを申し上げて終わります。

○山村委員長 佐野進君。

○佐野進委員 私は、石油開発公団法の一部を改正する法律案について、過日、大臣が出席をして、たまたまその日大臣が全時間、私の質問時間中に席してなかったで、そういう点について約束が違うではないか、こういう抗議を言ったんでありますが、参議院の関係等もあって、質問を留保しておいた事項がございますので、それらの問題を中心にして質問をしてみたいと思っております。まず第一に、今回の法律改正に当たって幾つかの問題点が提起されておるわけでありますが、それはすでにいままで各委員から質問をしてこられたわけでありまして、したがって、私は重複を避けてと申し上げたいのですが、重複せざるを得ない面がたくさんあるわけでございますけれども、大臣に以下の点について質問をしてみたいと思っております。

その一つは、今日のエネルギー資源としての石油開発に対して、政府が積極的に取り組んでおる、こういう点については評価をするにやぶさかではございませんが、その実績というものはきわめて低いということも、これまで否めない事実であらうと思うのであります。特に一昨日、公団総裁の出席を求めて参考人としての意見を聞いたわけでありまして、その際、いわゆる十を投資して八はむだになる、二がかりうじて効果のあるものとして開発される、これがわれわれの社会における常識である、こういうような参考人見解が述べられておるわけであります。しかも、その状態が出てくる基本的な条件としては、いわゆる資金量が不足である、技術者が足りない、体制が不備である等々、幾多の欠陥が指摘された。これは長官もそのように指摘をしておるわけでありますけれども、そういう条件の中で今回石油開発公団法の一部改正が行われ、業務の追加が行われようとしておるわけでありまして、この業務の追加の中でいわゆる統括会社の果たす役割、公団の投融資対象としての各プロジェクトを統括する会

社の果たす役割りというのが非常に大きいと思うのであります。しかるに、この統括会社の内部的な体制その他はきわめて不備である、不十分である。特に石油問題については素人であると思われるような方がこの統括会社の社長となって、いわゆる財界の有名人名であるという形の中において公団の投資対象の各プロジェクトに対する指導を行ってゐる。こういうような状況の中においては、開発事業に対してきわめて不十分なものではないか、いわゆる成果が上がらない、いままでと同じような状況が続くのではないか、こういう点を指摘をいたしたわけでありまして、大臣も私の質問については聞いておられるのであります。が、この私の見解に対してどうお考えになっておられるか、この際ひとつ見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 お話の点は、私も全く同意見であります。したがって、今後石油開発公団が有効に事業を進めていきます上におきましては、御指摘にありました幾多の点について、よほど十分配慮をしていきたいと思います。効果は上がらない、私もおかしいと思ひます。

○佐野進委員 そこで、その次に大臣に御質問をしたいのは、この公団改正法が成立いたしますれば、政府資金がことは去年に比べて二百億円ふえる、それに付随するいろいろな形の中における業務の追加等によって、本年度だけでなく、さらに持続して相当大幅な資金が投ぜられる形になろうと思ひます。したがって、公団業務の持つ責任というものがこの法律改正においてきわめて拡大されていく、こういうような点が考えられるわけでありまして、そういう点で、公団自体の体制の整備ということが非常に大きな問題になってくると思ひます。この法律改正の公団内部の整備という形の中で、業務の追加に伴う目的の改正、役員増員の増員その他所要の改正を行う、こういうことになっておられるわけでありまして、けれども、実際上の問題といたしまして、役員増員は、結局特定の人が特定の条件の中で天下る

のか天上がののかわかりませんが、そういう形の中で一つないし二つのポストがふえたということ、そのポスト増に対して役員が追加される、こういうことになると思ひます。それを私は何も否定するわけじゃないですが、それだけではなく、これに伴う諸般の体制の整備ということに對して、いままでと違った角度における体制の整備を図っていかねばならないのではないかと。いわゆる技術者の養成等々、総裁も言っておりましたけれども、その養成というものが単に現状を把握した上に立っての平均的な配置というような形の中においてそれを行おうとする。私は総裁の意見なり公団の理事なりの答弁を聞いて、政府が意図している今回の法律改正を、それ以上の効果を上げてこれを行おうとするにはきわめて熱意不足である、こういうように感じられる面があるわけでありまして、これらに対して大臣の基本的な考え方、長官の具体的な取り組み方、これについて答弁を求めたいと思ひます。

○河本國務大臣 幾ら法律を整備しましても、会社をたくさんつくりましても、人を得ず、運営よろしきを得なければ、これは何にもならないということでございます。したがって、いまのお話は全く核心をついた話だと思ひます。そこで、せっかくこうして法律の改正が行われようとしており、さらにまたそれに伴って公団の出資金等もふえる、扱う金もふえるわけでございますので、その貴重な資金を有効に使わなければいかぬ。したがって、有効に使うためには一体どうしたらいいのか。やはり有効に使えるような体制をつくらなければいかぬ。幾ら人を集めましても無能な連中ばかり集めたのでは、これは何にもならない。金を有効に使えるような体制をつくっていく、それが一番の先決問題である、こういうふうに考えます。

○増田政府委員 基本的な方向につきましては、いま大臣が申し上げましたので、私から具体的な問題について申し上げたいと思ひますが、先生からお話ありましたように、石油開発につきましても

は技術という問題が最も重要な問題でございます。そういう意味で、石油開発公団における技術の推進の業務というのは非常に重要視されなければなりません。またこれを中心といたしまして日本における石油開発の技術の向上を期したい、こういうふうな考えでおられるわけでございます。

具体的に申し上げますと、石油開発公団の中に昭和四十七年七月から石油開発技術センターを設けまして、ここで石油開発技術に関する研究開発あるいは技術者の訓練、養成あるいは技術的サポーターというものを実施するというところで、この技術向上の業務を担当いたして、昭和五十年年度における事業といたしまして、海外に派遣され、海外で石油開発事業に当たるべき技術者の方々の再訓練と申しますか、日本の中で秋田とか新潟で相当な腕を持ってこの技術の担当をしてもらいます方々も、海外に行きまして、いろいろ外国人を使うとか折衝する、あるいは専門用語で渡り合うということにつきましても、不十分な点がございますので、技術訓練センターというものを新たに発足させよう、それでここには各石油開発会社の技術者に出向してもらひまして、そして石油開発公団の中で再訓練するのみならず、世界におきまして石油の開発を担当いたしております会社、これはいわゆる国際石油資本のメジャーも含めてです、そこに出向させる、これは石油開発公団が先方と交渉いたしまして、そしてその技術者を見習いに出して、そこでいろいろ海外における開発事業を具体的にいろいろいかなるやり方があるかということ現場で訓練していただく、こういうことでやっております。今後発足すること、まだ準備中でございますが、これによりまして、先ほど先生から御指摘ありましたように、石油開発における技術の向上というものを期していきたいというふうに考えております。

○佐野進委員 そこで、私は公団の内部的体制の整備ということが必要であるということをお話いたしましたわけですが、同時に、この法律改正によつて開発が効果を上げるために幾つかの問題点があると思ひます。それらについてもうすでに多く触れられている面もございまして、私は一点に絞つて質問してみたいと思ひます。それは、いま八つの統括会社、五十のプロジェクト、こういうぐあいに一般的に言われておられるわけでございますけれども、それぞれがそれぞれの条件の中で競合することはいないのでありますけれども、その競合という形が、外国の巨大資本といひますか、国際石油資本のその巨大なる力の前にいいてはきわめて弱い力しか発揮されないということとは指摘され続けてきたわけでありまして、そこで、それらに對抗——対抗という言葉が適当かどうかわかりませんが、そういう意味において石油開発公団の果たす役割りとは非常に大きい、こう思ふわけでありまして、今日の石油開発公団の業務の内容は、結局各プロジェクトに対してあるいは統括会社に対して指導を強化するとともに、投資資金ないし利権の確保等に対して積極的な協力をするということになっておられるわけですが、そこで、大臣にお伺ひしたいのですが、そういうような状況の中で、いま現にその事業を行つておる八つの統括会社、五十のプロジェクトチーム等に対する指導性というか、政府としての指導性というものは、どういふような形の中においてこの法律改正と同時に強化をしていかれるお考えであるか、あるいはまた、これは長官が御答弁になつて、大臣の考えを聞いてもよろしゅうございしますが、その具体的な指導方針についてお伺ひしたいと思ひます。

それから、これに関連して、公団がこの法改正に基づくとする巨額なる投資を行う形になるわけでありまして、そういうことに関して、これらのプロジェクトないし統括会社に対して、ただ金をやりますよ、成功は八、二です、うまい、かなくてもこれはあたりまえですよ、こういうような無責任な態度は許されたいと思ひます。したがって、公団として法律の範囲内においてどのような具体的な指導というものが行われ

るのか、さらにその投資した資金がどのように活用されるかということに対して積極的に取り組む考えがあるのか、この際ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○増田政府委員 日本の石油開発の企業が、諸外国に比較して非常に弱体ではないかという御指摘がございました。私も率直に言ひまして、そのとおりだと思ひます。現在、先生が御指摘になりましたように、開発会社としては五十社前後のいわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニーという形でいろいろの開発事業を、これは各社非常に苦心をし、また努力をしながらやっておりますが、しかしながらその実態が、たとえば技術力あるいは経験力からいっても弱いということ、たとえばアメリカのメジャーズが数千人の技術者を持ちながら豊富な資金力でやっておるのに対抗してやるには余力にも弱体ではないかという問題点はおっしゃられるとおりでと思ひます。

そういう意味で、私もこの石油開発の企業の体制問題につきまして、やはり政府が大きく指導して、石油開発の中核的企業の育成というものをやっていたかなければならないというふうに思っております。また、昨年の総合エネルギー調査会の石油部会の答申にもその問題点が指摘されておるわけでございます。

また、統括会社につきましても御指摘がございましたが、統括会社、現在八社ございますが、これらにつきましても、確かに資金のバイブ役としては相当な効果を發揮いたしておるわけではございますが、しかしその実態を見ますと、技術力それから経験というふうなものにつきまして、このままではやはり非常にむずかしい石油開発、しかもリスクを伴ひ、また膨大な資金を要します石油開発というものについて、果たしてそれが担当するのに適當かどうかにつきましても検討しなければならぬ点があると思ひます。この前、統括会社の一つであります三井石油開発が帝国石油と業務提携を行ったわけでございますが、これは統括会

社の資金力、それから帝国石油が日本では石油資源開発と並びまして相当な経験とそれから技術力を持つておるわけでございますが、この二つが業務提携を行ひまして、そして今後の石油開発に当たろうというのも一つの方向だと思ひます。まだそれでも十分だと思ひますが、こういう方向を進めて、技術力、資金力それから経験というものをいろいろ総合した中核的な企業に成長させていくということが必要だということ、私も石油開発の企業の体制問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○河本國務大臣 長官が答えたとおりでございますが、わが国の開発会社がきわめて弱体で、しかも非常に乱立をしておる、やはり中核的な役割りを果たす会社を強化していかなければならぬわけでありまして、これは民間の会社でありますから、直接事業に介入するというわけにはいかぬでしようが、やはり資金を融資するというふうな場合には、その資金が有効に使われるように十分なる監督をしなければいかぬと思ひます。でありますから、そういう面を通じてやはり強化を図っていく、こういう形でやっていく必要があるかと思ひます。

○楠岡参考人 先ほど佐野先生の御指摘の点は、私もふだん痛感しておる点でございますが、国からお預かりいたしましたお金をできるだけ有効に使うということをお願い心がけておるつもりでございます。

具体的に会社と私どもの関係を申し上げますと、まずプロジェクトを会社なりあるいは私どものところに持つてこられまして、そのプロジェクトができるだけ有望なものであるかどうかということとを判断しなければならぬわけでございます。従来も直接、間接に私どもに持ち込まれたプロジェクトのうち八割はお断りしているというふうな状況でございます。しかし、それでもなお、總裁が申しましたように、打率が上がらないという点は、私も非常に残念に存しております。そういうことで、まずいいものを見つけたら

め、やはり技術者の資質の向上が必要でございます。技術者の内部的な訓練の方法といたしまして、外国の会社とか政府機関等とお話をいたしまして、短期あるいは長期の研修という制度を取り入れて、できるだけ技術者の質の向上を図ってまいりたいと思ひます。具体的な話を進めておる段階でございます。

それから、プロジェクトが始まりまして、年々あるいはその都度計画を立てるわけでございますが、その場合にも私どもは相談にあずかりまして、また必要がございましたならば、民間の技術者の足りないところを私どもの技術者が直接先方と会って、いろいろ交渉をいたしまして、納得のいくような計画を立ててもらつておる次第でございます。

それから、一番むずかしい点は、油がまだ出ませんで計画を進めていくというときに、どこでこれを打ち切るべきかという問題がございます。こういう点につきましても、会社側としましては、もう一本掘る、あるいはもう一本というふうなことプロジェクトを続けたがるのは人情の常でございますけれども、こういった場合、私どもは技術者が直接、たとえば先方のパートナーと交渉をいたしまして、じかに資料も見まして、今後プロジェクトを続けるべきか、あるいはこの辺で思い切って打ち切るべきかという判断をするというふうなことで、できるだけむだのないように心がけておる所存でございます。それで、私も今回の法律の改正を機にいたしまして、心を新たにしまして、国からの石油開発に対する御期待に沿ひたい、そういうふうに万全の努力をしたい、かように考えております。

○佐野(進)委員 そこで、そういうような体制をつくる中で、それぞれのこの改正に基づいたところの業務の追加の仕事をやっていけるわけでありまして、私は、もうこの業務の改正の内容については、それぞれ審議がありまして、全般的に触れることはやめたいと思つたので、全般的に、ただ一つ、この業務の追加の第二番目にある

「外国の政府機関(これに準ずる法人を含む。)」であつて石油等の探査及び採取の事業を自国内で行うものに対する石油等の採取(これに附屬する精製を含む)に必要な資金を供給するための資金の貸付け、この問題についても、すでにたびたび議論が行われておりますが、外国の政府機関及びこれに準ずる法人、こういうものの範囲について、いまだ長官からひとつ説明していただきたいと思ひます。

○増田政府委員 いまの政府機関の問題でございますが、産油国の政府機関は、いろいろな形がありますが、産油国の国営の石油会社という形が一番多いのではないかと思ひますが、これへの直接融資業務を新たに石油開発公社の業務として追加するというのを今回の改正でお願いいたしておるわけでございます。

これを追加いたします趣旨を申し上げますと、近年産油国が資源主権の立場から、有望鉱区が国内にありまして、これをいわゆるナショナルリザーブとして確保いたしまして、そしてそれをみずからの手で開発するというのが時代の趨勢となつておるわけでございます。そういう産油国からの要請に応ひまして、産油国の国営の石油会社の自主開発に協力することによりまして、わが国の石油の安定供給の確保を図ろうとするのが今回の趣旨でございます。

○佐野(進)委員 そういたしますと、この趣旨は、いま言われたような意味でそのまま解釈いたしますと、産油国の領海と大陸棚、この二つがあるわけでありまして、この領海ないし大陸棚はどのように判断したらよろしいのか。

○増田政府委員 先ほど申し上げましたように、産油国がナショナルリザーブとして自分の鉱区を保持するわけでございますが、その鉱区のある場所は、陸地、それから領海、それからその国の大陸棚、これをすべて含んでおるわけでございます。

○佐野(進)委員 その含むという形の中で、先ほど来たびたび議論がありました、産油国の陸地

あるいは領海、こういうものはともかくといたしまして、大陸だなどというものの解釈は、先ほど来り質問で、非常に微妙であらうと思うのであります。したがって、これらについては、第十九条に關連する質問にもありましたように、國際紛争の發生のおそれのあるような地域についてはこれをを行わない、こういうようなぐあいには解釈していかどうか。これはひとつ大臣にその見解をお聞かせいただきたいと思います。

○河本國務大臣 先ほど来何回か申し上げましたが、石油開發公団が新たに事業を起したり、あるいはまた融資をいたします場合には、紛争を現に生じておるところ、紛争のおそれのあるところに対象として取り上げない、こういうことでございますから、いまの御質問に対しても、同じようににそういうところとは仕事はやらない、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 私は質問を続けてまいりましたが、時間が参りましたので、質問を終わりたいと思つたのでありますが、いま連絡がありまして、質問をさらに留保しておけという連絡等もございましたので、私はいまここで質問を一応終つて、近江委員から關連質問を若干してもらつて、私としては以上をもって質問を一応留保して、いまの質問を終わりたいと思つた。むづかしい表現になりますけれども……。

○山村委員長 近江已記夫君。

○近江委員 先ほど約束の時間が来まして佐野委員に質問を譲つたわけですが、そういうことで、一点だけ大臣にお聞きしておきたいと思うのですが、この法案によりまして、備蓄をするための融資を公団が行う、こういうことになっておられるわけでありまして、大臣も御承知のように、水島地区におきましてタンクのある事故によりまして、瀬戸内海が大変な汚染を起し、大問題になっておられるわけでありまして、政府としては、關係省庁力を合せて、コンビナート法案の提出については検討なさつておられるようでございますが、本委員会におきましては、この公団法、さらに石油備蓄法

案等も予定されておられるわけでございますし、そういう点におきまして最も大事なことは、やはり保安の問題じゃないかと思うのです。こういう点で、このコンビナート法につきましては、三木総理大臣も早急にこれをつくるようにという指示もお出しになっております。三木さんは総論あつて実行なしというやうな批判も最近はお出かけてきておりますし、やはり國民のそうした信頼にこたへるためにおきまして、この法案は少なくとも今国会で成立できるように提出をする必要があつたかと思つた。また、中身につきましても、完璧な、そういう保安が確保できるやうな中身を持つたものにならなければならない、このように思つたわけでありまして。

そこで、このコンビナート法の提出につきましての大臣の決意をお伺いしたいと思つたわけであり

○河本國務大臣 いま自治省が中心になりましたとまとめておられますが、作業の模様をお聞きしますと、大体大詰めのやうであります。また、二の問題で各省間で調整の残されておる点があるやうでございますが、その仕上げについて連日懸命にやつておるというのが実情のやうでございますので、これは総理も非常に強い決意を持っておられるわけでございますが、私もやはりこれができるやうな、防災体制、保安体制ということに對して機動的な一元的な強力な運営もできませうし、かつまた地方の住民の方々にも安心をしていただけるやうな、こういうことでございますので、ぜひともまとめ上げたいということで、いま最後の仕上げをしておるところでございます。

○近江委員 そうすると、大臣の御答弁によりまして、最後の仕上げに全力を挙げておるといふ状況からしますと、間違ひなく今国会で成立できる、いわゆるそのタイミング等もあるわけでございますし、間違ひなく今国会には提出し、それを成立させるやうになさるおつもりですね。もう一度確認しておきます。

○河本國務大臣 これは自治省が責任を持って作

業を進めておられますが、私どもはぜひ一刻も早くまとめたい、こういう強い希望のもとに協力しておるわけでございます。

○近江委員 それでは、しばらく留保しまして、ちよつと置いておきます。

○山村委員長 佐野進君。

○佐野(進)委員 私の質問は先ほど留保しておりましたが、なお板川委員の方から私に關連質問の申し出がありますので、板川委員の質問をひと

つ……。

○山村委員長 板川正吾君。

○板川委員 通産大臣、いま近江委員からも質疑がありましたように、コンビナートにおけるタンクの安全性、保安上の問題、これは大臣は、自治省でいまやつておると、こう言つておられるので、私ども自治省が担当されるやうに、結局は消防庁、消防組織法、消防法、こういうたてまえておるやうに思われるのです。消防組織法なり消防法の目的を見ればわかりますやうに、そういうものの安全について消防庁なりというものは実

は責任を持てないのです。たとえば自治体消防に對して指揮命令権というのがないんですよ。いまこの消防組織法と消防法から言いますと、消防上の保安や安全の責任というのは自治体消防が負つておるのです。ですから、自治体消防とい

う、たとえば三万や五万やあるいは十程度の町の市町村長が責任を負い、消防署長が具体的に責任を負つておるやうな形の中で、膨大な量の石油タンク、安全問題あるいは近代的な科学的な知識がなければこの安全性というのについて十分な検査ができない、予防ができない、こういうものを自治体に責任を一切任しておるやうな体制の中では、コンビナートの安全性というものは確保できないだ

問題だからと言つて、総理大臣とじきじき談判するといふだけの責任を産業政策にお持ちであるならば、総理が自治省にその案をつくれといふことだけでは十分じゃありません。だからこれは通産省と自治省、消防庁との共管であるか知りませんが、私は、たとえば保安上の問題は通産省が責任持つやうになるべきじゃないだろうか、防災については、これは消防庁がタッチしてくるののは当然であります。その災害が起る前の保安上の問題は、高圧ガスと同じやうに通産省が責任を持つべきじゃないだろうか、こう申し上げておるのです。先ほどの近江委員に対する答弁や何か見ますと、自治省、消防庁でやつておるからと言つて、対岸の火事のごとく感じておられるのは問題だと私は思ふのです。そういう態度では、このコンビナートの防災上の責任を市町村に任せて、産業官庁がこれに對して何も積極的な安全を守らうという姿勢を示さないなら、備蓄問題なんつていうのは

一步も進みませんし、備蓄法なんか出てもそれはもう通るはずはないのです。國民の理解がなくなるは通らない。だから、國民の理解が得られるやうに、私は通産省がこの石油コンビナートの保安上の責任を負うべきである、こう申し上げておつたのですが、どうも大臣の感覚はまださうでないやうに思われる。この点についてひとつ御意見を承りたい。

○河本國務大臣 私は先ほど、法案は最後の段階に来ておるけれども、まだ一、二の問題点が残つておつて、それについては關係者が連日調整をしておるやうなことを申し上げましたが、いま板川さんお話しのような点に実は問題が残つておるわけでございます。具体的には言わなかつたわけでありまして、現在の消防の施設能力、それからその命令系統、それとコンビナート地区における非常の高度のいろいろな新しい工場の施設、こういうことを考えましたときに、形だけ整えましても実が伴わないといふことになりまして困りますので、それを一体どうすべきかといふことが最大の課題でありまして、その問題についていろいろ調

整をしておるといふことでございまして、具体的に言わなかったからといって決して等閑視しておるわけでもございませんで、最大の課題としていま取り組んでおるわけでもございまして。

○板川委員 ただし、いまの消防上の実際の活動部隊というのは地方自治体における消防組織なんです。その地方自治体の消防組織が近隣の消防組織とお互いに協定を結んで、自分の部署では手に負えない事態があったら助け合おうという形になっておるのですけれども、水島における事故、一つのタンクがああいう事故を起こしただけでもあれだけの損害を及ぼすというところになりますと、全国で何千とある石油タンク、あれがもし一個でなくてさらに爆発をして他の一、二のタンクにそれが累を及ぼして、同じように重油が漏れたということにでもなれば、これはとても自治体消防というものがそれを防衛する能力というのはいないと思うのです。ですから、たとえば海上保安庁もあるいは陸海空の機動部隊を擁して、国家消防隊的な、自治体消防と別にもっと高度の機械力を持ち、機動力を持つ高度の消防組織、国家消防組織というようなものも考えていかないと、法律はできただけでも実際はそれを担当する部署がないということもあります。ですから、いま消防庁関係といういろいろ詰めておるようですが、それは法律だけでは十分じゃない。防災の組織というのもある意味では必要ではないか、こう思います。

関連質問ですからその程度にいたしますが、それについて御意見を大臣から承りたい。

○河本國務大臣 今度のコンビナート防災基本法の一の重要な問題をいま御指摘になったわけでございますが、その点は十分心にためまして最後の仕上げに当たりたい、こういうふうに考えております。

○板川委員 以上で終わります。

○山村委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時二十八分開議

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。他に質疑の申し出もありませんので、本案に対する質疑は終了いたしました。

○山村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

石油開発公団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○山村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山村委員長 本法案に対し、塩川正十郎君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。塩川正十郎君。

○塩川委員 石油開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

石油開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、最近における国際石油情勢の推移と石油資源開発の一層の重要性にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 石油開発公団の投融資規模の拡大及び機構・人員の充実を図るため、安定した財源の確保に努めること。

二 石油開発公団の機能を強化するため、探鉱の実施、石油開発統括会社に対する助成、石

油技術者のプール制等について検討すること。

三 産油国との直接販売原油の合理的な取引とその円滑な処理を図るため、引取体制を整備すること。

四 国際紛争のおそれがある地域の探鉱事業に対する石油開発公団の投融資については、これをを行わないこと。

五 石油開発公団が海外における探鉱をする権利その他これに類する権利を取得するに当たっては、資源保有国の天然資源に関する恒久主権を害することのないよう十分配慮すること。

六 石油備蓄の増強を図るための石油開発公団の投融資については、石油備蓄施設の保安の確保に十分配慮のうえ実施すること。

以上であります。

本決議案の各項目の詳細につきましては、当委員会における質疑の過程を通じて十分御理解願えるものと存じますが、そのうち第四項の趣旨は、特に韓国等近隣諸国との共同開発地域における業務の実施について指摘したものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本決議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○山村委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。河本國務大臣。

○河本國務大臣 ただいま議決をいただきました法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして万全を期する所存でございます。

○山村委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

【報告書は附録に掲載】

○山村委員長 通商産業の基本施策に関する件、中小企業に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武藤嘉文君。

○武藤(嘉)委員 余り時間がございませんので、できるだけ答弁も簡潔にお願い申し上げます。

きょうは組織の問題をひとつ取り上げて、いろいろと大臣及び関係者にお聞きをしてみたいと思います。

御承知のとおり、組織は現在非常に不況でございます。言ってみれば戦後初めての不況であり、また戦前と比べても、昭和に入りましては初めてぐらゐの不況ではないか、こう言われておるわけでございますが、その組織というのは全国的に非常に地場産業が広がっておりますし、また従業員は二百万以上を抱えております。そういう組織が、いま不況から脱却ができなければ大きな社会不安を起すことは必定であります。ところが、この組織というものは産業と違いますが、現在の組織を抑制、物価安定のための抑制策がとられてきたということもあります。けれども、それ以外に構造的な問題あるいは国際的な問題、そういう問題からこの不況というものは起きておると私は思います。そこで、一般産業のいわゆる総需要抑制策のこととはまず別におきまして、

きょうは繊維産業に特有のものだけにしほつていろいろ御質問をしてみたいと思います。

「委員長退席、前田（泡）委員長代理着席」

まず、最近いろいろと新聞をにぎわしてありますのは繊維の輸入制限の問題でございます。繊維業界は、繊維産業連盟をつくって、その中に小委員会を設けて、ぜひ繊維の輸入を規制することを考えてほしい、こういうことでみずからいろいろ検討されておりますし、またあちらこちらの産地あるいは中央の大会でも、業界からはござってこの輸入制限に取り組んでほしいという声が出されておりますが、政府の姿勢は依然としてかたい姿勢であります。そこで、私は、かたい姿勢というのとはなぞそうかたくなければならないのか、正直、そう聞くと、これは自由貿易をたてまとしておるわが国からいって、なかなか輸入制限というのは踏み切れない、こういうことでございますけれども、それならば、世界の先進国で日本のように輸入を全く自由にしておるといふ国はあるかと言え、これは皆無と云っていいのではなからうか。アメリカを初めECあるいはその他の国々は、それぞれ輸入枠を設定したりいろいろやっておるわけでございます。あるいはまた、それでは関税率はどうか、これも日本は諸外国と比べて関税率は低いんであって、諸外国の方が関税率は高いわけでありまして。

こういうように見ると、諸外国、少なくとも自由貿易をたてまとする自由主義陣営の先進国でさえ輸入制限を結果的にやっておる。なぜ日本だけがそれができないのか。この辺は理解に苦しむのでございまして、まず大臣からひとつその辺の考え方を承らしていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 繊維の輸入規制あるいは輸入制限という問題であります。問題になるのはわが国の近隣諸国でありまして、近隣諸国からの輸入がふえておりますので、そういう問題が起つておるわけでありまして、近隣諸国との貿易を調べ

てみますと、やはりわが国からの大幅な出超になっておるわけでありまして。繊維関係では輸入超過ではあります。貿易全体としては大幅な出超になっておる。そういうところに一つの大きな問題がある、にわかに輸入規制ということには踏み切れない。

それから、繊維品全体について見ても、これは製品でございすけれども、最近は大抵は倍の輸出になっておる。輸入よりも輸出の方が倍の輸出になっておる。これは製品だけでございす。そういうこともさることながら、近隣諸国との特殊な貿易、そういうことから近隣諸国に対して輸入規制ということに踏み切れない、こういう実情があるわけでございます。

○武蔵（憲）委員 いろいろお言葉でございすけれども、それは認めるいたしましたして、私、それでは一つ例を挙げますと、毛織りでございす。毛織りは決して近隣諸国から入ってきていないわけでございます。これはほとんどが先進国から入ってきておるわけでございまして、たしか四十八年度は前年度と比べて倍の数量が入ってきておったと思ひます。それから、四十九年度においても、たしか八割ぐらいの増加を来しておると私は承知をいたしております。そういう面からいって、これがどうかということ。

それからもう一つ、時間もありませんので、ほかの問題とからめて申し上げますが、近隣諸国というお話でございす。たとえば御承知のとおり生糸の輸入は一元化をいたしました。いま生糸は国内の基準価格が一万円である。最近、ここ二、三日うちに決定をする予定でございすけれども、この基準価格が割以上上がることは大体確実だと言われております。そうすると、基準価格が一万一千幾らになれば、一万一千幾らの生糸を国内の絹織物業者は結局買わなければならぬ。そういうときに外国の生糸、特に近隣諸国でございす中国、韓国はどうかと言え、中国が約七千円、韓国は八千円、こういうことになっておるわけでございます。そうすると、そこでつく

られる、中国で七千円、あるいは韓国で八千円の生糸を使用してつくられる絹織物の輸入は自由であり、そうして日本がつくる国内の絹織物業者は一万一千幾らの原料の生糸を使わなければならぬ。そうして、それで国際競争をやれと言った。これはもう初めから全く無理な競争だと思ひます。特に人件費その他を考えれば、完全に競争が立ち行かなくなるといふことははっきりしておるわけでございまして、その辺、それならばどうしても輸入制限ができないならば、こういう政府の施策によって不当な形で高い原料を買わされてやらなければならぬ業者、こういうものに対して、それでは一体どういふお考えなのか、毛織物は先ほど申し上げましたように先進諸国から入っております。それからもう一つ、絹織物は、そういう原料の生糸が明らかに高いものをいわれる国の施策で買わされてつくらなければならぬ、そういう不当な形でやっていたいかなければならぬ業者に対して、政府は何ら施策をしないのかどうか、こういう二点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 先般アメリカの新しい通商法も決まりました。それを機会といたしまして自由貿易を中心とする新国際ラウンドについていろいろ話を進めておるといふ、そういう世界的な規模での話し合いの進行状態、こういうこともひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、繊維品全体の製品関係では、先ほど申し上げましたように輸出が三十数億ドル、輸入はほぼその半分、全体としての数字もそういうことになっておりまして、なかなか制限というところに踏み切れない、こういう深刻な事情もございす。

それから、関税の水準等につきましては、いまお話がございましたが、これは局長から後で高いか安いかにいふことに対しては数字をもって御説明させたいと思ひます。

それから、生糸の輸入は一元化しておるにもかかわらず、織物に入っているではないか、それでは

競争ができないじゃないか、こういう御質問でございす。私も全くそのとおりだと思ひます。実はその点で大変頭を悩ましておるわけでございまして、といってこれは輸入制限をするというわけにもいかぬ、大変困った状態だ、何か対策はないものかというのを考えておるわけでございす。しかししたがいまのところは輸入制限をもって対抗するという結論を出すのはやはり全体の貿易状態から見ても、目下総合的に一体どうしたらいいかというところについて検討中でございます。

いま考えておりますことは、とにかく二国間の話し合いをひとつ近隣諸国とやってみよう。韓国は韓国と問題を整理してみよう、中国も中国と話し合いをやってみよう。絹織物のいまお話しした関係は中国だと思ひます。そういうことで、二国間でひとつ貿易全体のことを考えながら秩序ある輸入体制の確立ということではできないかどうか、それに当分全力を挙げてみたい、その結果を見た上でまた次を考える、こういうことでやってみたいと考えております。

○野口政府委員 先生御指摘の毛織物の件でございす。確かに毛織物につきましては、近隣諸国ではなくて先進国、特にヨーロッパからの輸入が問題でございす。絹織物その他労賃の低いところのものがたくさんふえるのはわかるが、労賃も高いであろう先進国特にヨーロッパからの輸入がふえてくるのはどういふわけかという問題でございす。私もその点は検討しようというふうにして思っているわけでございす。一つには、やはりこの数年の高度成長に伴いまして消費が高度化した、あるいは個性化したというふうなことを踏まえて、イタリアあるいはフランスのかなりハイセンスのものを消費者が欲するようになったという点も影響してふえてきたのじゃないかというふうなことを考えておるわけでございす。それが二、三年來からの過剰流動性その他の問題に絡みまして急増したわけでございす。確かに

昨年の毛織物の輸入の状況は、ほかの織物が比較的高い水準に比べて、数量あるいは金額で見ても五、六割の増加という数字を示しておるわけですが、しかし昨年の夏以来の不況の深化に伴いまして、実は毛織物につきましても輸入減退の徴候は出てきております。この一、二月の平均数字ですと、大体前年同期の半分くらいという数字になっておりまして、毛織物につきましても、時期的にはおくれましてたけれども、輸入の鎮静化という事態はあらわれてきているかと思っております。ただ、相手は先進国でございますので、この点につきましては毛織物業界の品質、デザインあるいは素材の使い方等、やや長期の観点になるかと思ひますけれども、体質改善と需要者に好まれる新製品、新企画を生み出すというような企業努力もあわせて私どもとしてはお願いしたいところでございます。

先生の御質問でございますが、関税率が高いか安いかにいうのは、これを比較するのは非常にむずかしいと思ひます。関税率というのは、御存じのように個々の品目で決まっておりますわけでございますが、一般的に繊維製品の関税率はどうだということになりますと、非常に答えにくいわけでございます。この計算の方法等も実ははっきり決まらずともございまして、ただR.R.の作業のときに各国がひとつ横並びで比較してみようということでも試算をした数字はございます。これによりますると、日本の繊維品の関税率というものは、確かに高い方ではございせん。大体一般的に言えば、E.C.並みと申してよろしいのでございませうか、そのくらいの水準になっておりますが、他の工業製品に比べますと、繊維品のグループといましてはやや低い方に属するものかというふうに考えておるわけでございます。

それで、先生御指摘の毛織物の関税率はどうかということになりますと、大体いまま言つたような感じがやはり出てきておりまして、日本の毛織物は大体関税率が八%から——これは計算の方法

がありまされども、大体一四、五%ぐらいのところに分布するわけでございますが、これに對しまして、米国の場合ですと一七%から一〇%というものもございまして、E.C.の場合ですと一三%から一八%というふうなことでございまして、毛織物の関税率は、先進諸国に比べると日本の方がやや低いところにあるというふうに言えるかと思ひます。

○武藤(憲)委員 いまのお話でございますが、私どもの調べておるのは、たとえば毛織物だけを見ましても、日本が一三%ぐらゐで、それからE.C.が一三、四%、アメリカになれば、現在は三八%加わつておつて四八・二%、こういう数字が出ておるわけでございます。また、繊維品全体の関税率を見ましても、平均をいたしますれば確かに日本とE.C.は大体似ておりますけれども、イギリスあるいはアメリカ、カナダその他の先進国と比べれば日本の方がはるかに低い。これは通産省も認められると思ひます。これは認められまされども、それは認められたといたしまして、そこで大臣に、先ほどお話しのように新しい国際ラウンド、これからいろいろ交渉が始まると思ひます。この点については、そういうふうに日本は平均よりも総体的に見れば関税率は低い。しかも、クォータというものは日本は全くないわけでございます。まして、外国は先進国といえどもいまのお話で関税率もやや高い、それに加えてクォータがある。こういう状態のときに、先ほど来輸出と輸入の総トータルからいくと、なかなかむずかしいというお話はございまして、少なくとも先進諸国のそういうことに対して、たとえばE.C.あるいはアメリカ、いま一応協定が結ばれておりますけれども、この新国際ラウンドに基づいて何とか日本の実情を訴えて、もう少し向こうのクォータ、日本に對するクォータは外すというふうに對して、日本政府として、今後そういう新国際ラウンドを進められるに当たつては、がんばつていただけたらどうか、これをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○野口政府委員 大臣にかりまして答弁させていただきますが、まさに先生が御指摘になりましたように、実は昨年の一月からガットに基づく国際繊維取り決めに発効いたしました。それに基きましてバイラテラルな二国間の取り決めを見直すことになっておるわけでございます。現在そのためにカナダとの交渉、あるいはいま先生の御指摘のE.C.との交渉を開始したわけでございます。私どもの基本的立場はあくまでも相手方できただけ自由化を進めてもらう、直ちには無理であつても三年なり三年以内に自由化をしてみようというところで相手方に強く迫つておるわけでございます。先生の御方針のとおり今後さらに進めるつもりでございます。

○武藤(憲)委員 そういふこともぜひ御努力をいたしたいが、先ほどのお話の繰返しになりますから、どうもこちらとは平行線であつて、大臣からも政府からも輸入制限をいたしますという答弁はとも引き出せないことは私も理解できまされども、現実の繊維の状態は、大臣を初め政府の皆さんよくおわかりのとおりであります。全体ではそういうお話かもしれませんが、内部から見れば本当に瀕死の重傷になっておる業界はたくさんあるわけでございます。今後何らかの措置をとつていただかなければならない。たとえば先ほどの繊維物にいたしましても、もちろんいま韓国なり中国と御努力いただく方向で協議をしていただいていることは承知しております。しかし、それがうまくいけばいいのであります。しかし、それがうまくいかなかった場合には、先ほど大臣もおっしゃいましたように、生糸が一元化の輸入で非常に高いものになっておる、そして繊維物は依然としてフリーである、それで競争しろと言つても無理であることは大臣も御承知いただいたとおりでありますから、たとえば韓国なり中国と話し合ひをしてうまくいけば大変結構なことなので、それはぜひ私どもも側面的に応援させていただきたいと思つておりますが、うまくいかなかった場合はぜひ何らかの輸入規制の措置をとつていただかないと、日本の繊維業界特に絹織物業界は全く立ち行かなくなる、こういうこととでございますので、これは予測でございますけれども、万が一うまくいかなかったときは何らかの規制措置をとるということに對してはいかがでございますか。

○河本國務大臣 繊維業界の現状の認識につきましては、武藤さんと全く一致いたしております。したがひまして、中国、韓国、その他近隣各国と具体的に話し合ひを進めるわけでございますが、特に私どもは国内における繊維関係業者が非常に多いという点を強調いたしまして、両国間の親善関係、友好関係を確立するためにはどうしても繊維製品に關しては秩序ある貿易ということが根本であるといふこと等について誠意を持って話し合ひをしたい、全力を挙げてこの解決に当たりたい、こういうふうなことを考えております。それがうまくいかなかったらどうするかということについては、いま私から答弁するのは適當でないと思ひますので申し上げませんが、とにかくいましばらくの間は全力を挙げてみたい、かように考えております。

○武藤(憲)委員 これは答弁を引き出すことはなかなかむずかしいのでございますので、きょうのところはあきらめておきますけれども、ぜひひとつお考えをいただきたいということだけお願いをいたしておきます。

それから、いまのようなことで相手国とわたりあひまう話がいふ場合、向こう側はどちらかと言つと、日本と違ひまして全くの統制経済でございまして、輸出の方はある程度チェックができると思ひます。自由でございますけれども、日本側は全く自由でございますから、いま現在ではたしかそういう品種別のしかりした輸入の統計はできていないと私は承知をいたしておるわけでございます。たとえばクォータを設けるとかいうようなことができない場合は、行政的に相手の国と話をしたいと、いま現在も行われておりますけれども、今

後とも相当行政指導はやっていただきたいと思うのでございます。輸入制限をやらないかわりにそれくらいのことばやっていただけたらと思うのでございませう。それをやっていただけたらどうか、そしてやっていただけたらとすれば、現在のような輸入統計では全く不備な点が多過ぎてなかなか実効が上らないと思います。また、逆に業者の方といたしまして、どうしてもそういうことで輸入制限ができなくてクォータができないとなれば、生産する場合には自分たちも今度自主調整を考えていかなければならない。そのときに品種別の輸入統計で、たとえば一月は何か幾ら入った、二月は何か幾ら入ったという統計がはっきりしておれば、これから四月、五月、六月の生産を幾らにするかという計画が立つわけでございませう。ところが、日本の場合は、従来は繊維製品というのはどちらかと言うと輸出産業であって、余り輸入のことまで考えなかったからかもしれませんけれども、そういう輸入統計がはっきりしていないわけですから、そういう行政指導を今後ともやって、ある程度秩序ある輸入を進めていくという事はどうか、これを確認させていただいて、それはやるというときには輸入統計についても、少なくとも品種別の輸入統計をしっかりとぐにでもつくり上げるということをご約束できるかどうか、御質問させていただきます。

○河本國務大臣 確かにお話しのように、輸入統計につきましては不備な点がございます。正確な数字を掌握するという事はなかなか困難でございます。そのために正確な対策も立てにくいという事はよく承知しております。でありますから、相手国と話し合いをしながら、わが方におきまして、秩序ある輸入を実現するための具体的な方法、いまお話しになりましたようなことも含めまして、やれることは全部やっていきたい、こういうふうに思っています。

○野口政府委員 大臣の答弁を補足させていただきます。まさに先生の御指摘のとおり、輸入面の数字の

把握というのは不十分でございます。一番頼りになる、あるいは権威があるのは税関の通関統計でございますけれども、一例を挙げますと、一番問題になるであろう絹織物でございますけれども、実はこれがしぼり、紋織り、その他絹織物、この三つで分類しかございません。いま問題になっておるのは、たとえば羽二重とかいうものなんですけれども、それはその他絹織物の中に入る。ですから、通関統計上正確に羽二重が幾ら入っているかというのはいくらもないというのが偽らざるところでございませう。ですから、大臣の申しましたようないろいろな行政指導をきめ細かく、あるいは強力にやっていくにいたしまして、確かにその前提になるのはそういう統計類をしっかりと把握することであると思ひます。ただ、税関の統計でございますので、これは大蔵省ということになるのでございませうが、先ほどの先生の御趣意を踏まえまして、われわれの方は強く大蔵省に從來も要求しておったというのを聞いておりますけれども、今後とも要求したいと思っております。それから、私どもの手で整備できる統計につきましては力を入れているところでございまして、先生御存じのようにインボイス統計もことしから始めまして緒についておるわけでございませうし、あるいは直接の行政指導の材料に使われるべき、将来どれだけ入るだろうかというものの目安になる契約面の統計につきましても、現在着々整備中でございませう。

○武蔵(専)委員 そういう方向にあることは承知しておりますが、早くやっていただかないと本当に大変だと思ひますので、少なくとも一月以内ぐらいにぜひやっていただきたいと思ひます。

私に与えられた時間も余りございませんので、きょうはこの問題はこの程度にさせていただきます。もう一つの繊維の問題で、最近、ある業界の団体でございますけれども、そこで大型店舗との繊維の取引につきましていろいろアンケートをとったわけでございませう。そうすると、私どもから見れば、現在の独禁法の不公平取引に当たるよ

うなことが行われておるといふ感じでございます。たとえば、これはたしか通産省にもお届けしてある、お手元には入ってあると思ひますが、たとえば十二月の支払いの総額が約千五百万円あった。ところが、十二月の支払いを千五百万円もえらと思つておたら、もらえたのはわずか三百万円であった。千二百万円は保留になつてしまつた。それじゃ一月になつてもまたもらえなくと思つておたら、一月になつてもまたもらえなく七割ばかりが保留になつてしまつた。こういう百貨店がある。あるいは締め切り日以前の品代金ですが、仕入れがあれば当然それだけ支払わなければならぬのに、それが一部仕入れに計上されてはいない。そして、勝手に向こうでおまえのところはこれだけだと言つて支払われておる、こういうケースの百貨店がある。その他いろいろありますが、一月月据置きで現金でやるといういままでの契約といひますか、慣習で行われておつたものが、突然に百二十日の手形に変えられてしまつた。これはあるスーパーというところでございませう。あるいはそれ以外に、たとえば協賛金などを強要するといふようなものは明らかに不公平な取引ではないか、こう思ふのでございませうけれども、こういうものを、通産省あるいは公取も来ていただいておりますけれども、承知をしておられるのかどうか、ちょっと承らせていただきたい。

○天谷政府委員 大型店舗のうち特に百貨店は非常に古い業界でございまして、歴史が古うございませうので、その間にいろいろな古い慣習があるいはやが古い商業道徳というものが累積したておるわけでございませう。余り好ましくない不合理な商慣習と現代に適切でないような商慣習等が独禁法の不公平という範囲まで逸脱しておりますならば、これは独禁法をもって厳正に取り締まられるべき種類のものではあるといふふうに考えます。ところが、独禁法の不公平まではいかない、しかし不合理であるといふような商取引、これがいま先生御指摘いただきましたように少なからずあるといふことはよく承知をいたしております。

こういうものを一体どうすればいいのかという問題は非常にむずかしい問題、流通行政の根本の問題であらうかと存する次第でございませうが、これにつきましてはよく実情を調査し、個々のケースにつきましても行政指導をするほか、一般的に契約条件等を合理化するように関係者、関係業界を指導していくつもりでございませう。

○後藤(英)政府委員 百貨店あるいは大型スーパー等が、繊維の問屋そのほかの一般の納入問屋との関係で大型店舗の力が強いということのため、問屋さんの方に不公平な取引方法の優越した地位の乱用ということ、私どもの一般的な取引締まりの対象になつております。と同時に、百貨店につきましても、現在特殊指定といふことでもって具体的に不当返品とか不当値引きとかいふような点についての不公平な取引方法の指定がございまして、それを通じて取引締まりに当たつているところでございませう。先生御指摘のような調査あるいはそういう事例がございませうことは、私も耳にするのでございませう。具体的にどの百貨店、どのスーパーでどの問屋との間にそういうことがあつたのかといふことがわかれば、その都度百貨店の特殊指定あるいはまた一般指定の先ほど申しました優越した地位の乱用の行為として正をさせております。ただ、力関係の状況がございませうので、なかなかこういう事態は私どもには入りにくいという事情がございませうので、できるだけそういう事態をつかまえて、いま申し上げましたような法律に基づいて是正に努めてまいりたいと思つております。

○武蔵(専)委員 そうすると、こういうことは、具体的な事例があれば取り締まれるわけでございませう。いまの取引部長のお話のとおりで、私自身ある程度はこれを知つておりますけれども、これを私が、たとえばここで具体的に正直に言えば、すぐ取引を停止させられてしまふ。明らかに仕入れ先は決まつてゐるわけですから、おまえのところはもう要らないよ、おまえのところは変なこと

を漏らしたから絶対におまえのところからは品物をとらない、それで片方からまたどんどん仕入れれる、こういうことになるわけでございますね。しかし、そういうことで泣き寝入りをしてやったのでは、いつまでたってもこの商習慣は直らないのではありませんか。これは通産省の産業政策局で百貨店を指導していただいている、あるいはスーパ―を指導していただいている、また納入をしておる繊維業者の方は生活産業局でいろいろ指導していただいているわけなので、やはりこの辺、もう少し説明を早くしていただきたい。こういう業界が不況で繊維業界が泣いておるときに、百貨店やスーパ―が潤っておるというのでは余りにも不正なことです。これではないかと私は思うのです。社会的な公正さということならば、その辺もっと取引を明朗化してきちんとした形にすべきだと思っております。まずけれども、時間もないようでございますか。……。

私は、きょう公正取引委員会の委員長なり事務局長に来ていただきましたのでございしますけれども、通産省として、そういう不公正なあり方というものが明らかに存在するときに、しかも片方は、先ほど言ったように好況のときならば結構でございしますけれども非常に不況な繊維業界、その中でまたこういう不当なことで泣き寝入りさせられておるといふことに對しては、毅然たる態度でやはり役所がこういうことを排除していく方向で臨んでいただかなければいかぬのじゃないか。いまの法律でこれを取り締まることはできるけれども、それをやろうと思うと今度は取引に影響するからなかなか實際にできないというのが實際だろうと思ひますので、何かその辺をもっと自主的に彼らが反省をするような形に持っていけないのか、ひとつ通産省として御努力が願えるかどうかについて大臣の御決意を承って、私は質問を終らせていただきます。

○河本國務大臣 先ほど政府委員が答弁をいたしましたように、実情を調査いたしましたので、そして不公正な取引があればそういうことのないように

行政指導しなければなりません。取引というのは非常にデリケートであるというお話もいままでございましたが、結局そういう行政指導をすることによって取引全体にまた傷がついてもいけない、こういうこと等もありますので、実情を調査する段階から十分注意をいたしまして、実効が上がるような行政指導をしてまいりたいと思います。

○野口政府委員 私ども生活産業局の立場といたしまして、大臣の答弁を補足させていただきますが、いま大臣が触れましたように、私どもの方では、先生御存じだと思いますけれども、昨年の繊維の構造改善臨時措置法ができますときの衆参両院の附帯決議にもありましたように、まさに流通の改善大いにやれという趣旨を受けてまして、取引の改善委員会を発足させた次第でございます。これは昨年の十二月から発足して現在まで五回会合を重ねておりまして、まさに現在、問題点の摘出をやっております。そこで、どこにどういう問題があるのだ、それでどういう不都合が起きているのだということを調べ上げて、それをもとにしながら私どもこれは産業政策局とも協力をしながら、どうあるべきかというガイドポストと申しますかガイドラインというものをつくって、それができました上は、役所はもちろん、業界の協力を得て打って一丸となってその実現、実施に当たりたいと考えております。

○武藤(彌)委員 一言、いままたま出しましたの私ども附帯決議をつけたわけでございますし、さっきの輸入統計の話と同じであって、私はこのごろの低成長時代で利益が上がらないときには、業界としてはどの業界も大変困っていると思うのです。それに対してどうも通産省の理解が昔と同様ではないので、何かテンポが遅いように私は私はいは取引改善委員会にしまして、そういうことをやりますやりますとはおっしゃるのだけれども、一向にそれが実現するのを私ども見ないわけなのですね。だから、やりますと言う以上は、ひとつつ

○野口政府委員 私ども生活産業局の立場として、いま大臣が触れましたように、私どもの方では、先生御存じだと思いますけれども、昨年の繊維の構造改善臨時措置法ができますときの衆参両院

○武藤(嘉)委員 一言、いまたまたま出ましたの
で。

私も附帯決議をつけたわけでございますし、さっきの輸入統計の話と同じであって、私はこのころの低成長時代で利益が上がらないときには、業界としてはどの業界も大変困っていると思うのです。それに対してどうも通産省の理解が昔と同じような気持ちで、何かテンポが遅いように私は思うのですよ。だから、輸入統計にしたってあるいは取引改善委員会にしたって、そういうことをやりますとはおっしゃるのだけれども、一向にそれが実現するのを私どもも見ないわけなのです。だから、やりますと言う以上は、ひとつ

いついつまでにやるんだということではやはり早急にやる、この姿勢だけはひとつきちんとしていただきたいということをお願いしておいて、私、質問を終わります。

○前田(治)委員長代理 次に、質問通告順によりまして、佐野進君を指名いたします。

○佐野（進）委員 私は、当面した中小企業対策を中心にして質問をしてみたいと思うのですが、まず最初に大臣に、いわゆる不況対策を打ち出されておりますが、その状況について、簡単に結構でございますから、ひとつ認識について御見解を表明していただきたいと思います。

○河本國務大臣　三月の初旬から中旬にかけまして約二十近い業界、中小企業と懇談をいたしました。で、実態の掌握に努めたわけでございますが、一月の調査に比べまして、まずおよそのことを申し上げますと、ほぼ半分の業界は大底をついた、ただし鉄、非鉄等を初め半分の業界は一月の状態よりも悪くなっておる、こういう実情であつたと思ひます。例外的に一業界だけいくらかよくなつておるといふうな気配もありましたけれども、これは例外だと思ひます。

大体をういう実情をもとにいたしまして、先般二十四日に第二次の部分的な不況対策というものををつくったわけでございますが、これは十二項目ばかりありますけれども、一つは、五十年度の予算運営は、上半期にできるだけ多くの公共事業を一般会計、公団ともやうていこう、さらに住宅等

ますが、実質上廃止する、こういうこと等も含まれております。それをやりまして、二カ月ばかり様子を見てみよう、その結果を見て、なおぐあいが悪いようであれば、また次の手を打っていく、そういう順序で考えております。

○佐野(進)委員 中小企業庁長官、当面する情勢はどう判断しておられるか、さらにどういう対策をとっておるか、質問します。

○齋藤（太）政府委員　総需要抑制が非常に長いに
ておりますので、中小企業に対する影響も非常に
深刻でございます。たとえば一月の生産を見ます
と、中小企業の一月の生産は、生産指数で申しま
して、昭和四十五年を一〇〇としたしました指数
が九八でございます。つまり昭和四十五年の生産
水準まで落ち込んでいる、こういう状況でござい
ます。

それから、価格の方を見えますと、中小企業の工業製品価格は、ここの一月の価格が前年同月比でマイナスの三%でございまして、この資材なり人件費が上っております中で、すでに前年の一月の水準以下の価格水準までここの一月は落ち込んでいる、こういう状況でございますので、経営も非常に苦しい面がいろいろ出ておるわけでございます。

また、下請等の調査の結果を見ましても、受注高は大体三割二、三分減少を見ておりまして、受注単価も同じく一月で前年同月の受注単価よりも下回るといふような状況にございます。

こういう状態に對しまして、從來からまず金融面の措置を講ずるということ、御承知のように、政府系の三機関につきまして、昨年の暮れに七千億の追加をいたしました。また先般の、この三月に五百億の追加をいたしましたわけでございます。それから、民間の特別救済融資制度につきまして、昨年中に大体千三百億の融資を行ひまして、ただいま七百億の追加を計画いたしました。業種を指定して申し込みを受理して審査をいたしておる段階でございます。そのほかに信用保険の面ではゆる不況業種の指定制度というものがござい

ますけれども、先般来四回にわたりまして指定をいたしまして、その結果大体六十七くらいの業種が現在指定を終わっておりまして、これを細かく数えますと、製造業で申しますと、大体製造業の事業所数の約半分をカバーする業種を現在指定をしておる、こういう状態でございます。こういうことで金融面ではいろいろな対策を講じておるわけでございますが、そのために申しますか、倒産等も年を越しましてからやや落ちつきぎみの傾向が見られます。ただ、最近の中小企業は減産率も三割、四割に及び、いま申し上げましたように価格も下がっているという状況でございますので、金融でつなぐにも限度がございまして、むしろ仕事が増えるというのが、いまの中小企業の非常に切実な声かと存じます。

そこで、先般来政府が決めた不況対策におきましても、仕事の確保という面に特に力点を置きまして、たとえば四十九年度の公共事業の完全実施、あるいは五十年度の公共事業につきましても、契約率を上昇期になるべく高めるとか、あるいは住宅ローンの確保の問題でございまして、社債の発行をふやしまして大型の発電工事、送配電、変電等の工事をふやすとか、いわゆるもろもろの工事をふやす方の対策に特に力を入れまして、これによりまして中小企業の不況をなるべく早く救済したい、こういうことを進めておる次第でございます。

○佐野(進)委員 不況対策についてそれぞれ取り組んでおられることについては承知をいたしました、しかしいま大臣、長官とお話になりましたように、情勢はきわめて深刻であり、かつこの深刻な情勢は一応の対策の中で当面を切り抜けている、そういうような形で表へあらわれていない、そういう状況が多々あるかと思うわけであり、

【前田(治) 委員長代理退席、武藤(嘉) 委員長代理着席】

告ならば不況だ、不渡りが出た、倒産だ、関連企業も倒産だ、こういうような形の中で連鎖的にその被害が拡大して、社会的な問題になってきておるわけであり、いまは政府の施策もある程度きめ細かくその対策が行われるという形の中で、その倒産が連鎖的に行われるということを防ぎとめる役割も果たしているように私どもは認識するわけであり、そういう面について、産業政策局としてこれら倒産防止に対してどのような対策を立て、かつ処置をしておられるか、ひとつ報告を求めたいと思ひます。

○天谷政府委員 中小企業につきましては、中小企業庁の方でいろいろ施策を講じておられますので、産業政策局の方としては、特に中規模クラス、いわゆる中堅企業等が、大企業とそれから中小企業の谷間にありまして、この不況の風に吹き飛ばされるというようなことがないように注意いたしておるところでございます。今度の閣僚協におきましても、この中規模の企業等に対して特別の配慮をするようにということが言われておるわけでございます。この趣旨に沿ひまして、通産省の原局を動員いたしまして、個別の企業でそういう困難に遭遇しているものにつきましても、事前に情報をキャッチし、これを大蔵省あるいは日銀等に連絡をいたしまして、民間の金融機関においてこの種の企業に対して特別の配慮をするようにという依頼をいたしておるわけでございます。あるいはまた、現在の経済状況のもとにおきまして特に困難の度合いが大きいと推定される業種、これは十三業種を監視業種として指定いたしました、この業種に属する企業につきましても、特に通産局等も動員いたしまして監視体制を強化いたしておるわけでございます。こういうふうな措置によりまして、先生御指摘になりましたような問題に対処したいと存じておるわけでございます。

○佐野(進)委員 そこで、いま審議官がお話になりました十三業種について、その業種別に指定されておる業種を発表していただきたいと思ひますが、いますぐわかりますか。

○天谷政府委員 十三業種は、第一グループが一

般機械器具製造業でございます。この中が今度八つに細かく分かれております。第二が電気機械器具製造業で、中が二つに分かれております。第三が金属製品製造業で、中が三つに分かれております。四番目が平電炉製鋼圧延業、五番目電線ケーブル製造業、六番目紡績業、七番目染色整理業、八番目レース製造業、九番目板紙製造業、十番目用紙製造業(新聞用紙、印刷用紙を主とする企業を除く)、十一番目建築用ボード製造業、十二番目ガラス繊維製造業、十三番目ゴム製履物製造業、以上でございます。

○佐野(進)委員 私はこれから具体的な問題について、その例を二つ挙げながら質問してみたいと思ひますが、その二つはいろいろいじりまわす審議官が発表された業種に属していない業種だと思ひますが、具体的な名前を挙げておるのではありませんか。ただ、具体的に名前を挙げることは反響が大きいわけでありますので、具体的な固有の名称は挙げてないで抽象的な名詞で質問をしてみたいと思ひます。

ある企業、中堅企業であります。商社がありまして、その商社から品物を受けて、それを小売店に、小売店というか、下に流しておるわけであり、その企業が金詰まりになって、いま五億程度の緊急融資を受けられない限り倒産の危機にさらされるという状態が発生したといたします。発生しておるわけですが、仮定の話として質問します、具体的なお例でありますから、そうした場合、この企業がそういう状況の中で倒産した場合、約五十億の負債が発生して数社に及ぶ関連企業が同じような状況に陥る可能性があり、ある特定の地域が非常に困難な情勢に地域ぐるみ陥る可能性を持つ深刻な段階が来つつあるという報告を私は受けておるわけであり、このことを大臣が、あるいは中小企業庁長官がお話になったと、う状況と対比した場合は、この事態を防ぎとめることは大臣、長官が説明している意味においては、きわめて重要であろうと思ひます。

その関係する商社がこれに対する緊急融資を行うか、あるいはそのメインバンクである銀行がこれに対して融資を行うかによってこの事態を防ぎとめることの可能な状況にある、こういうような状態がある地域において発生しているわけであり、このような状況は、単にこれだけでなく、さんあるかと思ひますが、この種事態が発生したとき、貿易局長来ておりますが、これは国内の問題でありますから、国内の問題は産業政策局が商社に関係するということでやるのであらうと思ひますので、審議官にお尋ねするわけでございますが、商社ないしメインバンク、銀行に対して、このような問題発生に対して適切な処置をとるよう勧告することができるとか、あるいはこのような状態が、これはいままでもあったかと思ひますが、発生しそうなようになったとき、政府としてどのような措置をおとりになったことがあるのか、この二点にわたってひとつお答えいただきたい。

○天谷政府委員 いまお話しになりました件につきましては、具体的な名前をお教えいただきまして、たならば、直ちに実情をよく調査いたしまして、関係の商社それから金融機関、大蔵当局、日銀当局等と相談をいたしまして、いかなる施策をとるべきか、よく検討したいと思ひます。

ただ、いま先生、勧告とおっしゃいましたけれども、勧告をする権限はございませんので、関係者ともよく相談をし、知恵を出し合つて、なるべく適当な解決策が出るようにいたしたいというふう存じておるわけでございます。

なお、これまでそういうことをやってきたかどうかというお話でございますが、これまでのところ六十二の中堅企業につきまして、これはいづれも経営の失態とかそういうことではなくして、現在の不況のため思わざる苦況に立ち至った企業六十二につきまして、大蔵省、日銀等とよく相談をし、金融当局も金融機関の協力を依頼しておるという状況がございまして、

○佐野(進)委員 大臣、退席されるそうですから、大臣にここまでの件についてお尋ねをして

おきたいと思ひます。

六十二の中堅企業に対して対策を立てることに
よつて、相当広範な中小企業者に対していわゆる
連鎖的な被害を及ぼさないで済む状態を続けられ
る。こういうような答弁がいま審議官から
あつたわけでございますが、この種対策はきわ
めて重要でありまして、中小企業が倒産する場
合、中堅企業の倒産によつて引き起こされる例が
非常に多いわけでありまして、このことは、私
はまたほかの例についてほかの局長にも聞いてみ
たいと思つたわけでありまして、大臣、退席をされ
るということでありまして、この種対策につい
て積極的に——いま勧告することができないとい
うことはそのとおりだと思つたのでございませう
けれども、強い決意を持って倒産防止、中小企業救
済のために通産大臣として取り組むその姿勢を、
ひとつこの際明らかにしていただきたいと思います
す。

○河本國務大臣 非常に長期間の厳しい総需要の
抑制を続けておりますので、先ほどお話をいたし
ましたように非常に深刻な状態が続いておりますし
て、特にひずみ現象、摩擦現象が相当各方面に出
ておるわけでございます。そこで、大企業である
とか中小企業はそれぞれ相当な対策が立てられて
おるわけですが、比較的手薄なところが中
堅企業でございます。そこで、中堅企業、私ども
が考えております中堅企業約八千ばかりございま
すが、そういうところに対してでもできるだけ詳細
な動向を掌握いたしまして、トラブルの起こらな
いように、経営の行き詰まらないようにいろいろ
配慮をしておるわけでございます。

いまのお話の件でございますが、具体的にお聞
きしませんと何とも言えないわけでありまして、
一生懸命に仕事をしておる、にもかかわらず大変
困つた状態になつておるというふうな場合には、
これはもう政府としても全力を挙げていろいろめ
んどろを見えなければいかぬ、こう思ひます
す。でありますから、話をお聞きいたしましたし、
いま政府委員が答弁をいたしましたように、必要

とあらば日本銀行、大蔵省あるいはまた主力の銀
行等とも話し合いをいたしまして、十分あつせん
をする用意はございます。

○佐野(進)委員 ところで、いま大臣の答弁があつ
たわけですが、私は中堅企業対策というのは非常
にむずかしいと思つたので、中堅企業というた
一定の資本力と人員を擁しておりますし、さらに
資産もあるわけでありまして、したがつて、中堅企
業そのものは倒産によつてそれほど大きな痛手を
受けて得ない、あるいは財産保全を図る措置等も
行つて後必要な状態に立ち入る、そういうことを
することも不可能ではないと思つたのです。そんな
ことは、みんながそうだと申し上げておるのでは
ないのですが、しかし、その波をもちにかぶるのは
中小企業だと思つたのです。中堅企業が倒産する
連鎖的な反応で手形が不渡りになる、あるいはそ
の他納めた製品の代金ももらえない、こういうよ
うな状況の中で深刻な問題が発生していくと思つ
たのです。それでは、中堅企業そのものを無原則的
に、中小企業を助けるために、助けなきやならぬ
かということになると、いま答弁されたような形
になるわけでありまして、ここには一定の、やは
りそれに関連業界に対する指導を通じて、きめ
細かな対策を立てないと思つたのです。したがつて、審
議官のいまの答弁は、問題を具体的に把握する、
あるいは通産局を通じて実情を調査する、こうい
うことでありますから、答弁の限りにおいては、
それがいいけないということではございませんが、
私はその取り扱ひという面において、温かみはあ
るというか、厳しく追及する、しかし追及するか
わり、それをつぶさない、この両面を持つていか
なければならぬのじゃないかと思つたのです。こ
れはだめだよと投げられたのでは、投げられた企
業は財産保全その他の対策の中で自分たちは生き
残るかもしれないけれども、関連中小企業はだめ
になつてしまふ。こういうようなことがあります
ので、そういう点については、産業資金課長です
か、あるいは通産局のそれぞれの担当官がもっと

積極的な意味において取り扱うべきではないか、
こういうようなことを感ずるわけでありまして、
この点ひとつ審議官の見解を聞いておきたいと思
ひます。

○天谷政府委員 行政には厳しさと温かさの両面
なければならぬ、その均衡を保つてやらなければ
ならぬというお教えでございます。まことにそ
のとおりだと存じますので、そういう方向で、産
業資金課あるいは通産局等を指導していきたいと
存じます。

○佐野(進)委員 ところで、いま一つの例ですが、
基礎産業局長、お見えになつておられますので、
お尋ねしたいと思つたのです。

いまは商社の関連する企業、いわゆる中堅企
業さらには下請という関係がありますが、今度は
メーカーという関係があるわけですが、メーカーに
は基礎産業局に関連する鉄鋼その他の多くの企業
があるわけでありまして、これまで私はきょうの
段階では具体的な名前を挙げたて置いたつもり
で、いまの段階であります、メーカーにも関連する
各企業が存在しているわけでありまして、したがつ
て、その段階的な状態の中で一次問屋、二次問屋
あるいはその下のメーカー、さらにその下請、こ
ういふふうには、鉄鋼は基礎産業の一つの中心であ
りますから、系列がずっと続いていくわけであ
るわけでありまして、その段階における一つが苦況に陥るといふ形の中
で、関連業界に対して非常に大きな影響を与える
わけでありまして。

そこで、苦況に陥り、倒産の直前の状況になつ
た企業は、結果的にそのしわ寄せを下の段階へ及
ぼす、上の段階へは及ぼさない。ある段階、段階
における状況は結局下にしわ寄せされる形の中に
おいて下の系列だけが苦しい状況になり、上の方
はそれに対して資材の供給を差しとめる、資金的
な手当てをしない、こういう形の中で打ち切ると
いふ非情な体制をとることができるといふわけであ
ります。

今日、そういう状況の中で苦しんでおる企業

は、鉄鋼業も、いまあなたが御存じのとおりの方
況の中で、そういう状況があらわれているわけ
です。したがつて、私は大企業、大メーカーの果た
さなければならぬ責任は、関連中小企業に対して
常に系列的な指導をしておるわけでありまして、
常々そういう面においては温かみのある措置、い
わゆるおれは知らないよ、おれだけ残ればいいの
だよという形であつてはならない、こう思つた
わけでありまして、その点について、あなたの御見解
をひとつ聞いておきたいと思つたのです。

○矢野政府委員 いま先生の御例示をいただきま
して、実態は実情を明らかにしていただければ具
体的にまた取り上げたいと思ひますが、私どもは
いまの一つの仮説の上で申し上げます、一番の
メーカーに対して十分そういたしたいわけは下請、
関連に響かないような積極的な指導をするといふ
体制をとつております。

実例を申し上げます、最近新日鉄も三割減産
で非常に苦しくなりました、北九州の八幡におき
ましては、従来外注をしておりましたのはオール
キャッシュでございまして、四月から二割は手
形にしてほしいといふふうなことで、大分下請、
関連が私どもの方に参りまして、私どもは早速新
日鉄の役員を呼びまして、その点で中小企業ある
いは零細企業に響かぬように、それからあくまで
もこういうものをやるとしても十分相手の方の納
得を受けてやれという指示をいたしました。これ
は向こうが了承しておりまして、大口の業者には
御協力を求めるけれども、小口零細中小企業には
すぐに及ばぬ、こういう約束もしてございま
す。私どもの行政姿勢は常にそういうことで進め
ていきたい、こう考えております。

○佐野(進)委員 基礎産業局長は大メーカーの監
督、と言つて言い過ぎになるかわかりませんが、
これに關係する業務を取り扱つておるわけであり
ますので、この種業務は、いまお話しのように鉄
鋼業の状況が悪化するに伴ひ、一段と深刻な状態
はひとついまお話しがありましたような措置を厳重

におとりになっていただくよう要望しておきたい
と思います。

そこで、時間が参りましたので、最後に中小企
業庁の長官にお伺いしたいのでありますが、
あなたは金融面の対策は十分やっていた、しかし
実際上の問題として、仕事が欲しいというにもか
かわらず仕事がなかなかないということで、対策
に苦慮しておられるのだ、こういうようなお話がい
まあったわけでありました。中小企業庁が中小企業問
題に対しては果たさなければならぬ課題は、大
変深刻であり、かつ多いと思うのであります。

そこで、新しい発想というものは、いま
の状況の中では、いまでも新しい新しいとい
うことでいろいろ問題を取り上げてきておるわけ
ですから、ここでいま目の前がぱっと明るくなるよ
うな新しい対策というものはないと思うのであり
ますが、ただ中小企業者がより状態が深刻になる
に従って、その存立に対して、みづから立てい
る企業の基盤に対して不安を持ち、これからどう
やって抜け出そうかということすら考えなければ
ならぬという状況にまでいま迫り込まれてきてい
ると思うのです、各業種を見てまいりますと。

そこで、何としても自分たちの仕事だけは確保
したい、この仕事の範囲だけは企業に入ってきた
てもらいたくない、こういう願いが切実な願いと
して、どこへ行ってもそう言われるわけでありま
す。こういう点についてあなたは、私どもが事業
分野確保の問題について質問すると、現行法の中
で、現行法の中でとよくお答えになられるわけで
ありますけれども、今日の状況の中で、われわれ
も議員提案として出しておりますけれども、
これを五党提案として一定の前進の条件の中で
一つの法律を出さないかという話も進められつつ
ある段階の中で、中小企業庁長官としては、そう
いう状況に対して、事業分野確保という中小企業
を守る法律というのに対してどう認識しておら
れるか、その後の情勢の変化に対応してその決意
をひとつ述べていただきたいと思います。

○齋藤(大)政府委員 非常に不況が深刻でござ
いますので、先ほど来申し上げましたように、中小
企業の経営も大変苦しさを増しております。やは
り当面の対策をいたしましては、まず公共事業そ
の他財政面の仕事をふやしまして、一日も早くこ
の不況から脱却することを抜本的な対策であらう
というふうに考えておるわけでございまして。特に
不況が深刻な折でございまして、いわゆる大
企業の中小企業性の業種への進出問題につきま
しては、まず当事者でよく話し合いをしていただ
きまして、円満な解決ができれば、それが最善の策
だと考えております。ただ、話し合いがつかませ
ない場合には地方の官公署なり会議所なり、ある
いは非常に全国的な問題でございすれば中央のそ
れぞれの原局なり私どもなり所管の省庁が親切に
この話を、特に中小企業者の訴えを聞きまして適
切な対応策を講じて、中小企業が対応できるよ
うな対策を現実に行っていくことが望ましい
のじゃないかと考えております。中小企業性分
野というものの判定がなかなか実際問題として線
引きが困難な面もございまして、法律をもちま
してこの中小企業性分野を決めてそこへ大企業
の進出を原則として抑えるという方法では、
この流動する経済の大勢、特に物価への影響とか
消費者の要望あるいは技術革新の動向等々を考え
ます場合には、いろいろ問題が多くて、立法につ
きましてはやはり相当慎重に多角的に検討する必
要があるのじゃないか、こういうふうにご考慮
をいただいております。

○佐野(進)委員 この問題については、当然中小
企業近代化促進法の改正問題の方の審議等もあり
ますので十分にやります。あなたもむずかしい
ずかしいといつも言っているのだけれども、むず
かしいから中小企業庁長官があり、中小企業庁が
あるのだから、もう少しひとつ、この問題が今日
置かれていた中小企業問題の中心であるというぐ
うに認識して積極的に取り組んで欲しいという

ことを要望して、私の質問を終わります。

○武藤(嘉)委員長代理 栗田君。
○栗田委員 私は、きょうはマグロ、カツオ漁業
をめぐりまして、特にこれに關して輸入の問題な
どでいま大変大きな問題になっておりますので、
こういうことを質問させていただきたいと思いま
す。

先日、たしか三月十四日でございましたけれ
ども、清水港で外国船水揚げ阻止全国カツオ・マ
グロ漁業者大会というのが開かれております。ま
た、きょうも日経連の主催で同趣旨の全国の総決
起大会が開かれておるわけです。いま韓国それか
らパナマの籍を持ちましたいわゆる外国船、これ
がカツオ、マグロの輸入を非常にしてまして、
このことが問題になっておるわけです。

そこで、まず水産庁に伺います。外国人漁業規
制法の第一条を見ますと、「わが国漁業の正常な
秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対
処して、一規制の措置をとっていくといったよう
なことが書かれております。この「わが国漁業の
正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事
態」というのは一体どういう事態を指すわけで
しょうか、また現在のこの事態はこれに当てはま
るでしょうかどうでしょう、その辺を伺いたい
と思ひます。

○松下政府委員 先生ただいま御指摘のわが国の
漁業の正常な運営に支障を来たすという点でござ
いますけれども、この点につきましてはいろいろ
解釈上問題があるかどうかと思ひます。現在の情勢、
この情勢に適合するかどうかという先生の御質問
でございまして、極力、政府といたしましては
事態を回避すべく全力を挙げていくというふうな
状況でございまして。

○武藤(嘉)委員長代理退席、委員長着
席。
○栗田委員 そうしますと、この事態になって
いるかどうかということについて、はっきりした御
意見というものはまだないわけですか。

○松下政府委員 そのとおりでございまして。
○栗田委員 いま、この遠洋マグロ漁業をめぐり
まして起きている事態は大変深刻だ、これは私の
調査の中でもつくづく感じているわけです。

たとえば幾つかの例がございまして、三
重県のカツオ船が七十二日の航海を終えまして先
日帰ってまいりました。この船は最高の水揚げを
してきたそうで、言ってみれば大漁だったわけな
んです。ところが、この航海が終わって乗組員に
渡された賞金と言いますか、手当というの
は、一人当たり二十万円をこそこそでございま
した。七十二日といえは二カ月以上、しかも多少は
休み期間もありますから三カ月にわたるような
期間、ずいぶん大変な仕事をしてきたが二十万
円をこそこしか手渡されない。豊漁でありながら
そういう事態にいまなっております。

それからまた、「水産週報」の四十九年の三月
二十五日号に、日経連の増田会長に聞くという形
でいろいろ対談をしておるものがありますけれど
も、「一航海で三千万円から四千万円の赤字にな
る状態、みんな中小企業ですから、一年この状
態が続くとすれば、千三百隻の全船が借入金につ
いてお互いに保証し合っているんですから、まさ
につぎからつぎへ連鎖倒産してまいります。」こ
ういうことを日経連の会長が言っておられるわけ
です。千三百隻、次から次に連鎖倒産するという
ことを言われているこの事態は、さっき言ったよ
うなわが国の漁業の正常な秩序の維持に実に重大
な支障を来たす事態だと私は思ふのですけれど
も、こういうことは御存じの上でいまの御見解を
おっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

○松下政府委員 現在のマグロ漁業がきわめて経
営の状況が悪化しているという点につきましては、
先生御指摘のとおりでございまして。ただ、そ
の原因につきましては、石油等の資材の値上げで
ございまして、あるいは釣獲率の低下に伴いま
す航海日数の増加とか、あるいは魚価の低迷、そ
ういったむしろどちらかといひますと構造的な原
因によってこれが起こっているのではないかと

うふうに判断しているわけでございます。この点につきましましては、水産庁といたしましても緊急措置といたしまして、漁業経営に必要な低利資金の融通措置その他を講じてきているところでございます。

○栗田委員 特にこの魚価の低迷は何から起こっているとお考えですか。

○松下政府委員 これはカツオ、マグロに限らず、全般的に最近の傾向といたしまして魚価の低迷が見られるわけでございますけれども、これはやはり最近におきますわが国のいわゆる消費生活の変化とか、そういったこともかなり影響があるのではなからうかというふうに判断しているわけでございます。

○栗田委員 それでは伺いますけれども、そのカツオ、マグロ、カジキ類の総輸入量が最近どうなっているかということですか。四十五年から四十九年まで年次別に何トンであったかということをお教えいただきたいと思ひます。

○松下政府委員 ただいま手元にございますのは四十七年からでございますけれども、最近三カ年のカツオ、マグロの輸入状況を申し上げますと、四十七年が約五万二千トン、四十八年が五万五千トン、四十九年が六万四千トンということになっております。

○栗田委員 年々、大層ふえてきているわけですね。特にこの中で韓国、パナマからの輸入はどうなっておりますか。

○松下政府委員 このうち韓国からの輸入につきましては、昭和四十七年が約二万一千トン、四十八年二万五千トン、四十九年三万七千トンということになっております。また、パナマからの輸入につきましては、四十七年が約八百トン、四十八年約四千七百トン、四十九年二千六百トンということになっております。

○栗田委員 いま四十八年が四千七百トン、いいですか。合計したら輸入量より多いみたいですね。——韓国とパナマからの輸入というのは、全体の輸入量の中で大層多いでございますね。特に多

いのですけれども、いま国内で、私も漁民の方からいろいろ伺っておりますが、たとえば自給率が一〇〇%をわずかに超える、一割超えただけでも、供給過剰になった場合、魚価は一、三割下がってしまうということがあるわけですが、いまこのようにたくさんさんのものが輸入されていまして、実際には需要、供給の国内での関係というのはどうなっているのでしょうか。

○松下政府委員 マグロ類の生産地価格でございますけれども、四十九年の前半は、不況によりまして消費の減退もございまして、若干停滞をみであつたわけでございますけれども、四十九年後半に至りまして回復いたしまして、四十九年の年間を通じて見ますと、冷凍キハダで前年比約一二四%、それから冷凍のメバチで一二六%ということになっております。

また、先生御指摘の輸入の数量と価格の点でございますけれども、マグロ類の輸入量と産地価格との関係につきましては必ずしも明確ではございませんけれども、冷凍キハダについて見まして、ごく大まかに見ますと、国内の水揚げが集中しておるような時期には産地価格はむしろ停滞傾向にございまして、そのときには輸入量も少ないというふうに見られます。それから、国内の水揚げが少ないときには、これは当然でございますけれども、産地価格は高いということで、そのときには輸入もふえているわけでございます。

こういった状況から見ますというと、マグロの輸入が原因となつて産地価格が低下しているというふうには必ずしも思われません。しかし、マグロの輸入というものが大なり小なり産地価格に影響を与えているということは否定できないというふうに思ふわけでございます。

○栗田委員 いま私伺つたのは需要、供給の関係でして、特に自給率ですね。国内での消費に對しまして、国内の生産と輸入数とを合計したものその自給率がどうなっているか、供給が過剰ではないだろうか、こういうことを伺つたわけなんです。

○松下政府委員 昭和四十八年の数字を見ますと、カツオ、マグロ合計で国内生産量が六十五万トンでございますが、そのうち、これは冷凍、かん詰め合わせてございまして、輸出は約二十二万トン。それから輸入が五万五千トンということでございます。差し引き、国内の供給量といたしましては約四十八万トン強ということになるわけでございます。

○栗田委員 自給率はどうかということですか。どのくらいが国内で生産されているかということではなくて、国内の需要に對してどうなのかということをお伺いするわけです。

○松下政府委員 先ほど数字で御説明いたしましたように、国内の供給量が約四十八万トンで、国内の生産量が六十五万トンでございますから、自給率を見ますと、当然一〇〇%よりかなり大きく上回つておるわけでございます。

○栗田委員 つまり国内生産と消費を見ますと、非常に国内生産が上回っているにもかかわらず、またかなり大量の輸入がされているということは事実ですね。そして、その中で、さっきさちらからもお答えがありましたように、韓国、パナマからの輸入量が非常に多いということ、これはお認めになると思ひます。

さて、ここで通産省に伺いますけれども、韓国やパナマ船からの輸入にかかわつては、韓国、パナマはどことどこなんでしょうか、全部挙げてほしいと思ひます。

○岸田政府委員 韓国の漁業とわが国商社の関係につきましては、なかなか全貌がつかみにくい面がございまして、私もいろいろ聞きましました範囲でお答えをさせていただきます。

関係商社の数は非常に多いようでございますが、主な商社が大体十社程度あるかと思つております。具体的には、三井物産、三菱商事、丸紅それから大洋、東食、伊藤忠、兼松江商、安宅、ニチモウ、日商岩井、この中には厳密な意味で商社でないものも入つておるかと思ひますが、これらのところがほぼ主力をなしておるというふう

理解をいたしております。

○栗田委員 いま挙げられました十の商社などで、そこで輸入されているものが全体の扱ひ量のほとんどだと思ふのですけれども、その辺はいかがですか。

○岸田政府委員 恐らくほとんどと言つて差し支えないのではないかと思つております。

○栗田委員 その商社がいまやっておりますいろいろな輸入の実態というのが問題になっているわけなんです。

そこで、その前に伺いますけれども、いま便宜置籍船というのが大層問題になっていまして、日本の商社、大企業などが資本を出しながら、外国籍の船という形で漁業をやらせている。そして、実際には一緒に操業をして、日本の港に入つてきて漁獲物を陸揚げしているという実態があるというふう聞いておりますが、そういうことは実際ありますね。

○岸田政府委員 船舶の輸出に際しましては、輸出貿易管理令による輸出の承認を要することになっております。この承認を行うに際しましては、運輸省の方で建造許可を出したか、あるいは譲渡許可を出したか、これらの事情を確認いたしました上で、支払い条件等について特に問題がなければ輸出をするというふうな処理方法をとっております。なお、念のために申し上げますと、漁船につきましては、それに加えて水産庁との協議も行つております。

以上のような処理の方式をとつておりますので、相手先が便宜置籍船であるかどうかということとは私どもとしては知りたいたい状況でございますが、数多くの輸出の中にいわゆる便宜置籍船に該当するものも含まれておるだろうということは言えると思ひます。

○栗田委員 中古船の輸出というのが非常に盛んにやられました。この輸出されたもので、パナマとか韓国へ向けて輸出されたのは何隻ぐらいあるでしょうか。

○岸田政府委員 ここ数年のカツオ、マグロ漁船

の輸出状況を御報告いたしますと、韓国向けにつきましては、四十六年度で四十五隻、それから四十七年度で四十二隻、四十八年度で四十九隻、それから四十九年度の上期で三十四隻ということでございます。それから、パナマにつきましては、四十六年度で二十五隻、それから四十七年度で四十五隻、四十八年度で九十五隻、それから四十九年度上期で八隻でございます。いま申し上げました数字は、新船、中古船を含めました数字でございますので、念のために御報告をさせていただきます。

○栗田委員 私が日経連に調査に行きまして、それからまた静岡県の焼津などの漁業関係者の間でいろいろ聞いて調査をしたことによりまして、いま韓国、パナマに置かれていた便宜置籍船は五百五十八隻であるということ、これはどちらでも同じことを言っております。その中で、パナマが百数十隻ですから、その差になりますものが韓国です。韓国は四百数十隻ぐらいいなるといいます。こういうふうになっているのだということ

が日経連の調査などでははっきりしているわけなんですけれども、ここは余りつかんでいらっやらないというお話なんです。いま便宜置籍船というのは大層問題になっているわけですから、これは本気で調べようと思えば、先の会社がどういう会社であるか調査できると思っていますけれども、これは必ずお調べになっていたのだとい、こういうふうには思っています。このうちで独航船と云うていて特に日本向け専門の船が百六十隻もあるという実績が私の調査でわかっております。

次に、こういうふうな外国籍を持ちながら日本の資本をもちついている操業したりしている船がどんなことをやっているか、これはたとえばアフリカのガーナ国にありますマ基地の例、「水産界」という雑誌がござりますが、昭和五十年の二月号に出ていますのを見まして大変なことになっていると思えます。これはたとえ「マ基地」への韓国船の進出である。これは「(パナマ籍)」となっております、籍はパナ

マのだけれども実際には韓国船である、こういう状態になっているようです。「昭和四十七年五月に韓国船二隻のマ基地進出を皮切りに(これは日本人七十八名乗船し技術指導に当たっており、日本の某船社が扱っている)その後漸次増強され、現在では十隻となり更に一月には二隻の増強があり、また現地合弁設立の動きもあると聞いており韓国船の進出には目をみはるものがある。」こういうふうには書かれていたわけですが、そして、実際にはこういうふうにとんどんふえてまいりまして日本の船などがここから駆逐される形になっている。すでにいままでサモア基地とかラスパルマス基地などでは日本が操業していたけれども、最近では同じ実態の中でできなくなっている、こういうことが言われているわけです。

それからまた、韓国に直接乗り込んで日本向けの漁獲物を冷凍などにしまして直送している商社があるはずですが、それはどこなところでしょうか、つかんでいらっやいますか。

○岸田政府委員 その辺の詳細につきましては、まだ私もつかんでおりませんが、いま農林省の方でも現地に入を派遣し、実情の調査などもしておられるかと思っております。それらの報告を待つて私もまた勉強してみたいと思っております。

○栗田委員 調査の結果が出ましたら早速その資料をいただきたいと思います、私がいまここに持っています資料では、「週刊東洋経済」臨時増刊七四年版、兼松江商が韓国に直接出ていると、冷凍魚、活鮮魚の直送という仕事をやっております。これはこれ一つでは恐ろしくないだろう、最近ではかなりたくさん出ていっているのではないかと、こういうふうには思っています。

それでは、続いて伺いますけれども、いまケニアに冷蔵倉庫を持っている商社などがあります。これはどこなところか御存じでしょうか。

○岸田政府委員 その辺につきましてはまだ統計もございせんし、私も実情を把握いたしておりません。

○栗田委員 伺いますと御存じないことが大層多

くて、ずいぶんのんきにやっというらっしゃるのだなと私思うのですけれども、政府にわからなくて民間の私たちがわかるというのとは一体どういうことなのだろうか。これは外務省の経済協力局で出しておりますアフリカ地域の経済協力効果測定調査団の報告書というのがあります。これを見ましたら、ケニアに冷蔵倉庫を持っている商社というのはずいぶんあります。安宅産業、大洋漁業などですね。これはガーナで操業している、またアフリカ一帯で操業している台湾や韓国船からの漁獲物を入れておくために日本の商社がそこに冷蔵庫をつくっているわけです。こういう実態があるわけなんです。結局は商社ぐるみで、韓国だのパナマだのと言いがた、実際は日本の商社がそこへ進出して一切の仕事を取り仕切っているというところが、こういう中からずいぶんはつきりするじゃありませんか。しかも、三、四年前は韓国船などはハワイの総領事館からライセンスを出してもらっていたけれども、最近では釜山でそれを持って出てきて、操業するとそのまま日本に冷凍運搬船として入ってくる、そのために釜山ですぐに手に入ってくるということまで言われているわけなんです。特にいま漁業権の問題それから生産過剰の問題、いろいろ大きな問題になっております。

水産庁にちょっと伺いますけれども、普通漁業権は許可制度になっております、やたらに幾らでもとってしまつて、船をふやしていいということにはなっていないと思いますが、これはどういいう立場からそうなっているのでしょうか、どういいうお考えからそうなっているのでしょうか。

○松田政府委員 カツオ、マグロに限りませんが、これも、わが国の漁業の経営の安定を図り、安定的に漁獲物を国民の食料として供給するという観点からいたしまして、これが無制限にふえるというところは、経営の不安定あるいは資源的な問題も引き起こすおそれがございますので、そういう観点から許可可変数を定めて制限している次第でございます。

○栗田委員 おっしゃるとおりだと思います、無

制限にふえたら大変なことになるわけですから。ところが、便宜置籍船といわれている実際には日本の商社がやっている船、これは許可の対象にならないわけですから、許可なしにとんどんとん漁獲量をふやして日本に輸入する、こういうことになっているわけ、さっき言った漁獲物の安定とか漁業の安定の状態を大変乱している、これが実際じゃないかと思えます。しかも、固定資産税もかかりませんし、それから幾らとったかわからないから所得税もかからない、大変都合のいい実態になっているわけです。大商社は、中古船の輸出をやつてもうけて、それから漁業をやつてもうけて、また輸入をやつてもうける、二重三重にこれではばらもうけをしているとしか言えないと思えます。先ほどから日本漁業が危機に陥っているかどうか、さっき言いました外国人漁業規制法の一つに言う事態になっているかどうかということ、水産庁ははつきりおっしゃいませんけれども、この大変な事態の中に外国籍を持った便宜置籍船が輸入をふやしているということは事実あると私は思うのです。大もうけをしなから日本の漁業を乱しているというこの実態について通産省はお考えになりますか。また、水産庁はどうお考えになりますか。

○岸田政府委員 私どもも水産業の経営の安定ということについては十分な配慮を払っておくことの必要性は十分理解しておりますつもりでございます。この意味におきまして、外国水産物の輸入が秩序ある形で行われるということは望ましいこととございまして、このような配慮は今後とも持ち続けてまいりたいと思っております。

○松田政府委員 水産庁にいたしまして、やはりわが国のカツオ、マグロ漁業の経営の安定を図る上からいたしまして、わが国の漁業の正常な秩序の維持に悪影響を与えるような行動というものには自衛するように関係の商社その他に指導しているところとございまして、今後ともそういう点には十分注意してまいりたいというふうに思っております。

調と不況に悩んでおりまして、これらがほうって
おきますとお互いに輸入制限をし合い、世界の貿
易量が縮小し、世界の景氣の回復がおくれる、こ

していらっしゃるのか。特に責任官庁としましてこのいまの事態に対して具体的な対処の方法をどう考えていらっしゃるか、お聞かせいただきたい。

のようにやっていたらっしゃるわけですか。
○菊地説明員 問題をマクロだけにしぼりますと、一九六五年、昭和四十年に漁業協力のための

船——これはマグロ船ではございませんが、底びき漁船が一件入っております。この遠洋底びき漁

船というのは中古船でございまして、三百五十トン、金額にいたしまして一億七千五百万円というふうになっております。

もし、客弁漏れがございましたら後から、これ以上の資料を持ち合わせておりませんので、よろしく。

○栗田委員 それでは、細かいものは後で資料としていただきたいと思います。

ところで、この民間ベースの経済協力に關与しているところですね、これはどんなところでしょ

○菊地説明員 この点は外務省では必ずしも把握しておりませんので、おそらく通産省だと思ひますけれども、これも後刻御報告いたしたいと思ひます。

○栗田委員 通産省にお伺いします。おわかりになりますか。

○岸田政府委員 ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、歸りまして整理をいたしてみたいと思ひます。

○栗田委員 いま資料が出ないので大層残念なのですが、おそらくこれは商社が關与しているはずだと思ひます。基金とかそれから輸送などから出されているから、言ってみれば政府資金が使われているということ、政府承認のもとでやられているということ、細かい一つ一つが全部カツオ、マグロに關係があるかどうかわかりませんけれども、こういう中でカツオ、マグロ關係というものもかなりありますね。いかがですか。

○岸田政府委員 おそらくその中に若干含まれているのではないかとと思ひます。

○栗田委員 私が問題にしたいのは、結局日本の漁業が危機に陥れる状態になりながら、政府資金なども出されて韓国などのカツオ、マグロ漁を盛んにさせていく、こういうところに協力がされているという事象、このところが問題でござ

います。このところをやはり直していただきたまはせんと、日本の漁業は守られない、こういう実態になっていくのではないかとと思ひます。こ

こについて、その姿勢を正していただきたと思ひますが、通産省それから水産庁のお考えを一言ずつ伺いたいと思ひます。

○岸田政府委員 これは経済協力全般について言えることではございますが、援助をしまして相手国の経済の安定あるいは民生の安定に貢献し、それが翻って日本にとって喜んでもらえる、こういうような形が基本になって進むことかと思ひます。したがって、今後の進め方につきましてもよく相手国の事情も踏まえ、さらにまた日本としての立場も考えながら運営をまいりたいと思ひま

す。

○松下政府委員 わが国のカツオ、マグロ漁業の立場も踏まえながら、また同時に相手国側の事情も十分考慮に入れて、双方円満にこの問題が解決できるように水産庁としても全力を挙げたいと思ひたいというふうな考えでおるわけでございます。

○栗田委員 通産省にお伺いいたしますが、各商社ごとのカツオ、マグロの輸入量はいまだどうなっていますか、つかんでいらっしゃいますか。

○岸田政府委員 商社ごとの資料というのはござい

ません。

○栗田委員 それでは、商社ごとに資本が投下されている実態、それから水揚げについてのもうけ、それから便宜置船船の実態は御存じないとお

ささきおっしゃいましたが、これらを必ず調査していただきたと思ひます。一日も早くこの実態を明らかにせまないと、やはりこの状態を救えないと思ひますが、これをお願いしたいと思ひま

す。いかがでございますか。

○岸田政府委員 いま御指摘のような諸点につきまして、私も心当たりのあるところにつきましまして、それぞれ実情の調査をいたしたいと思ひますが、ただ個別の企業の内容にわたる部分については公表を差し控えざるを得ない部分も出てくるかと思ひております。

○栗田委員 つまり企業秘密だということかもしれま

せていただきた、こう思ひます。

次に伺いますけれども、今度は地中海での漁が禁止されるようになるらしいということを知りております。こういう経過はどんなふうにして出てきたんでしょ

○松下政府委員 最近におきます大西洋のマグロ漁業の状況からいしまして、こ

こ一、二年でございまして、地中海にマグロの有望な資源があるというところで、急激に地中海に入

って操業する漁船が増えてまいりまして、将来そういつた状況が続きますと、地中海のマグロ資源にも悪影響を与えますと同時に關係諸国にも好ましくない影響を

与えるということで、今回の措置に踏み切ったわけでございます。

○栗田委員 これはいつごろからこういう話が出ていたで

しょうか。

○松下政府委員 この話が出てまいりましたのは、本年の二月ごろからだと

いうふうに記憶しております。

○栗田委員 私の調査では、去年のI.C.C.A.T.の

マドリッドの理事会でクロマグロの規制の問題が

最初持ち上がった、小型のクロマグロの漁獲、陸揚げの禁止などが話題になり始めてきた、そして

各国の郵便投票でこれが決められたというふう

に聞いておりますが、そうですね。

○松下政府委員 この二月に大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に基づきまして、この

委員会の方からクロマグロの漁獲規制の勧告がなされたわけ

でございます。

○栗田委員 それでは、勧告が出たのは二月八日

だというふうに私の調査でなっておりますが、この

ことが問題になっていたのは去年からではあり

ませんが、その中で、いろいろ討議をされて、勧告という結果になった

のだと思ひますが、いかがですか。

○松下政府委員 そのとおりでございます。昨年

の十一月のマドリッドにおきます大西洋マグロ漁

業委員会が討議されたことは明らかでございます。

○栗田委員 水産庁も去年からの動きはつかんで

いらっしゃるようですが、実はこのことの情報が

流されるのがおそかったために、たとえばいま七

十二隻がすでに地中海に向かつて行つてしまつて

いるわけ

です。ことしの二月になつて出ていった

船もあるというわけですね。地中海で漁獲をする

ために、わざわざ地中海用の漁具をそろえて大層

な資金を投入して行きましたけれども、行つた先

で、どうもだめになるらしいという話で、いま百

場ではなく、本当に日本の漁業、日本の産業全体を守っていく立場で通産省も水産庁も対処していくべきであり、そうしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わりにいたします。

○山村委員長 近江已記夫君。

○近江委員 私は、最近問題になっておりますマルチ商法の問題についてお伺いしたいと思っております。

近年、ネズミ講的な特殊な販売組織を持つマルチ商法等の特殊販売が急速に拡大をしてきております。消費者または販売組織への加盟者から多大な犠牲者が続出いたしております。さらには、相互の間に種々のトラブルが起きておるわけでございます。中でもマルチ商法をしておると言われておりますエー・ピー・オー・ジャパン社と被害者との交渉の際、被害者代表が会社側に拉致されるという事件も出ております。この種の商法が常に社会問題に発展しておることを見ましても、もはや事態をこのまま放置することはできないと思うわけでございます。

そこで、まずお聞きしたいわけでございますが、通産省としまして、今回のエー・ピー・オー・ジャパン社の問題をどのように認識されておられるか。

私の手元には被害者からのアンケートがあるわけですが、この内容を見てまいりますと、きわめて深刻な中身になっております。ちなみに二、三申し上げてみますと、学生の十九歳の人からでございますが、説明会ではどのような説明を受けましたか。出資して入会し、一日三時間のエー・ピー・オーの仕事をするれば二カ月から四カ月の後には確実に月収百万円以上かせぐことができる、こう言われた。出資金額とその期日及びそれによって得た地位を段階的に記入してくださいます、こういう質問に対して、四十九年の九月九日にディーラーとして六万六千円、四十九年の九月三十日、マネジャーとして二万三千円、昭和四十九年の十月十一日、卸元として百二十四万三

千円、合計百三十三万二千円払っているわけです。それで、出資金の出所はどのようになっていますか、こういうことに對しまして、友人、知人、親類、肉親からの借入れが百二十万円。出資後の経過と問題点として、商品は売れましたか

という問いに對しまして、實際に直売できたものは一つもない、書類上は三つ売ったことになっている。MKⅡをつけたためにマフラーの飢食が早くなつておるといふようなこととか——これも十九歳の学生ですが、この説明会では、出資額は安タントに百万円が入ると言われた。この人は出資額が六万六千円、二万三千円、御元になるために百二十三万四千円、合計百三十二万三千円払っております。商品は売れましたか。全然売れなかった。出資金の出所につきましては、友人、知人、親類、肉親等の借り入れが百三十万円、本人が六万六千円、合計百三十六万六千円と、こうした額になっております。

それから、三十四歳の人ですが、説明会において自動車公害の減少により社会に貢献できる、パワーアップする、そうして収入がふえる、こういうことで、マネジャーになるために五万円、御元になるために百万円、百五万円払っておるわけですね。そのうち自己資金が二十五万、友人から七十五万、合計八十万円借金しておるわけです。商品は売れましたか。全く売れない。そうして効果がない。

次の人は、三カ月したらやはり百万円が必ずも
うかる。一日三時間、週三日、三カ月でたやすく
金がもうかる、こう言われた。この人も百三十万
円払っております。自己資金が三十万円で借金が
百万円。売れましたかということに対して、二個
売れたけれども、あとは全然売れない、効果がな
い、こういうような中身であります。

その次の人は、お金を百九十八万九千円払っております。これは全部借金ですね。二百万借金しております。全く売れない。弟の車に、新車につけたけれども、かえてエンジンがかからなく

なつた。

こういうようなアンケートがたくさん出ておるわけですから。こういう状態なんですが、政務次官の率直な御見解をひとつお伺いしたいと思うのです。崎

○嶋村政

明らかなように、マルチ商法と一口に言われ、また実際のその販売商品の内容あるいはその販売方法等から見まして、社会的な常識というか、そういうものを離れた不正な不公正な取引であるというようなに思うわけでございます。したがって、そういうものにつきましては、それぞれの立場から今後よく取り締まり、指導をしていかなければならないと考えておるわけでございます。

○天谷政府委員　ちよつと補足させていただきます。

す。
エー・ピー・オー・ジャパンの商法につきましては、すでに一、二年前から問題視されておったところでございます。このエー・ピー・オー・ジャパンの商法につきましては二点ばかり問題があるかと存じます。

第一点は、商品そのものの性能に関する問題でございいます。それから第二番目は、販売員の射幸心を過度に刺激するような販売方法をとっているという点に関する問題でございいます。

第一点の問題につきましては、一年ほど前に通産省で公正な検査機関に依頼いたしまして検査を行ってあるわけでございます。その結果として、

は、効果があるとは認められないという結論になっておりまして、そういう結論でございましたので、もう一度公正な第三者機関にテストしていただくということになっており、その効果がはっきりするまでは販売は自粛するようにという勧告をやっております。

それから、販売方法でございますが、射幸心を著しく刺激するこのマルチという商法は、アメリカで發明されて世界各地に広がって、日本にもこれが波及してきておる。それからなお日本では、熊本地方におきましてネズミ講という、これ

は商売を伴わなくて、ただ金もうけだけを目的にする方法でございしますが、親ネズミが子ネズミを集めると親ネズミに金が入ってくるという式のことが行われまして、これが脱税事件として取り上げられたことは御承知のとおりでございまして、本質的には、マルチ商法はネズミ講ときわめて類似した点がございいます。

とうとうマルチ商法なるものが果たして発当であるかどうかということにつきましては、非常に微妙な問題がございます。これが不正取引ということでありますならば、独禁法上の取り締まりということが必要であらうかと存じます。ただ、このマルチ商法と独禁法との関係につきましては、公取委の見解が明らかでございますのでしたために、通産省といたしましては審議を開きまして一昨年の暮れに諮問いたしましたして、この問題を審議いたしましたまいり、昨年は答申を得ておるといふようなわけで、いまその答申に従いまして立法の作業を進めておる。ただ、立法作業を進めるにつきますとは、独禁法との関係、民商法との関係等いろいろな問題がございますので、そういう問題を詰めた上で立法化を進めていきたい、こういうような状況でございます。

○近江委員 いま天谷さんずっとお答えになったわけですが、あと追って聞いていきますから、私がお聞きした点について答えてもらいたいと思うのです。

そこで、アンケートを出しましたこの回答を歸
ましても、出資金の状況、百三十三名来ておりま
すが、三百万円以上出した人が一名、二百万円以
上が三十名、百五十万円以上が十一名、百万円以
上が五十六名、五十万円以上が三十二名、十万円
以上が三名、こういうようになっております。出
資金の内訳にいたしまして、完全自己資金はそ
のうち八名です。自己資金が五十二名、借入金が
八十名、完全借入金が二十七名。この借入金の内
訳を見ましても、二百万円以上が十六名、百五十
万円以上が十六名、百万円以上が十二名、五十万
円以上が三十四名、十万円以上が一名、こういう

○近江委員 こうした問題はやはり話し合いで、やっていくというのがあたりまえでありまして、こういう暴力事件ということは、これはもうほとうに社会的にも非常に許すことのできない問題であろうかと思えます。そういう点で、警察庁

してもさらにこの問題についてもよく調査をし、対処をしていただきたい、このように思うわけであり。これはもう一般消費者に對してしましても非常に大きな問題でございますし、こういう法治国家において、警察庁もがんばっておられるのに、こういうことがまかり通るというようなことは、非常に大きな問題であらうかと思ひます。この点を重ねて要望しておきたいと思ひます。

それから、文部政務次官にお伺ひしたいと思ひますが、先ほど申し上げましたように、青少年、なかんずく未成年に被害が出ておりました、中でも特に大学生が多いわけですが、高校生もおります。先ほどお話をあつたように、全体の掌握もまだできておらないと思うのですが、それでもあつた数字が出ております。これから新学期を迎え、被害者が広がることも考えられるわけですが、文部省として何らかの措置を講ぜられる必要があるのじゃないか、このように思うわけですが、そこで、一例を私、示してみたいと思ひますが、ここに手紙が来ておるわけです。これは慶応大学の日君という人からの手紙でございます。四十九年の九月九日、その中のポイントのところを読み上げたいと思ひますが、六万六千円を出資した、当時十八歳、それでこの販売につきまして自信をつけさせ、ほめたりするのは、エー・ピー・オーの一つの技術であり、卸元以上になるとこういうことをやる技術を教えられる、まさに集団詐欺と言えよう、こう書いてあります。それから、その中で、おれの言うこととさ聞いたら間違ひなく月収三百万円ずつとれるよ、ただしおれの言うことを少しでも疑問に思つたら一円もかせげないぞ、百三十万円つくってこいよ、こういうことで、十月十一日に、卸元昇格のため必要な金百二十四万三千円の不足分二十万円を私の十人の友人より借り集め、金を払い込みました。その後しばらくはこの仕事を続けたが、自分も集団詐欺の一員をしているように思え、やめようと決意する。目的のためには手段を選ばないグループブリーダーたちは、自分に課せられた本社からの毎月の

ノルマを達成するためには、たとえ相手が未成年であらうと学生であらうと、予備校生であらうとお構ひなしに、詐欺行為をもつて卸元、総卸元に昇格させようとしています。二十四人のディーラーをつくるよりも、二十三人のディーラーに計画的な詐欺行為を用いて彼らを一人でも卸元に昇格させられたらその方が本社はもうかるわけですが、まあ、綿々と訴えております。

それから、女子高校生、十八歳、これも手記でございますが、これは福島県の子です。私を誘つたのはクラスメートだ、六万六千円です。その出資金だけで百万円のお金が毎月コンスタントに入ってくる話を聞いて、いいなと思ったのも事実です。この説明会場に連れていくとき、あらかじめ何も知らないことにしてと言われました。なぜなら、この内容は人に言つてはいけならしいのです。私は六万五千円をつくるのに苦労したので、やめようと思ひましたが、お金を払った後でしたので、おそかったのです。後悔をしておることがずっと書いてあります。

次に、新聞配達をしながら東京で二部の大学に通つておる学生、二十歳の手紙です。大学のクラスメートの友人から電話があり、話があるので国電千駄ヶ谷駅で待ち合わせしようとなりました。その友達は私と同じく新聞配達をしながら学校に行つておる人です。連れていかれたのは日本青年館でした。こういう有名な会場をどんどん使つておるわけですが、そしてその後、説明会が終わつてから喫茶店に連れていかれた。そして、周りの雰囲気、のまれ、あれよあれよという間に販売店申請及び同意書に印を押してしまつた。それで、帰つてからいろいろと考え、断ることにして、契約をキャンセルしていただき、キャンセル料を持ってきたと言ひましたが、それはこのエー・ピー・オー・グループでは認められない、六万五千円を払い、品物を持って帰れと言われました。キャンセルをさせないわけですね。私は友達を信じ、六万五千円を出してしまひました。私にとって六万五千円は、一年間新聞配達をしながらこつこつと

蓄えたものでした。友達は、彼自身がいやな思いをし、困つたことを私に移しかえたということですが、私は裏切られたような気持ちでいっぱいです。友人関係をこのように破壊していつておるわけですね。

次は、北海道の大学生の手紙ですが、北海道に学ぶ一学生です。相手が同じクラスの友人だし、信用して行つたのです。説得で私はついに入会することに決めて、入会金、商品購入のための六万六千円を借金して集めた。最初の一月は借金返済のために一生懸命努力しましたが、ことごとく失敗に終わり、ついにあきらめました。でも、いま考えれば、他の人をリクルートしなくてよかったと思つています。自分と同じように苦しむ人がふえることを考えたといううなことで、この人も非常に反省のそれを書いておるわけですが、こういう手紙を読み上げたわけでございます。文部省として、こういう学生、大学生や高校生が巻き込まれておるこういう問題に對しまし

て、何らかの処置を講ずる必要があるんじゃないかと思ひますが、その点につきましまして御答弁をいただきたいと思います。

○山崎(平)政府委員 ただいまの近江先生のマルチ商法に対する御質疑でございますが、特に私、実例につきましましては初めて伺つた次第でございますが、先ほどお示しのとおり、去る三月二十日、また二十六日に、サンケイ及び日経にこの記事が載りました。私もいろいろ勉強させていただいた次第でございますが、特にこの商法はネズミ講式に商品をかませた非常な詐欺行為であるわけでございますが、こういう詐欺行為の中に純真無垢な学生、生徒がやむなく引きずり込まれるということ、文部省を教をあげます文部省の立場として大変憂慮にたえない次第でございます。

そこで、かねて文部省といたしましては、先ほどからお話に出ます学生、生徒を見ておりますと、大学生の方もありますが、高校生あたりの方も非常に数が多いようにございまして、特に年端のいかない高校生のアルバイトにつきましましては、

その就労につきまして、前々から生徒の健康とか学業への影響等を十分に留意するように、特に労働基準法を正しく認識して適正な労働条件のもとで就労できますように都道府県あてに指導をしてまいつたところでございます。ところが、今回の報道によりまして、ところのいわけゆるマルチ商法によりまして、先ほどの警察庁の御指摘にもありましたが、昨年三月二十七日までの三十六名の被害者と申しますか該当者のうち、三十一名が高校生であつた、こういったような事実を承知したわけでございますが、今回のことにつきましましては、まだ個々に実は詳しく存じておりません。しかし、去る四十八年の末ごろに同じようなことがございまして、これはバンクの防止法というものを商品といたしましては、いわゆるマルチ商法が東京都内の高校生に被害を与えた事実がございました。

このときは東京都では校長会とかあるいは生徒指導主任等に対しまして、高校生がなるべく被害を受けまいように、直接文部省が指導した例がござい

ます。そこで、今回の問題は、全国的にかなり広い分野で被害者も多いことと思ひますので、先ほどの警察庁の資料、あるいはまた通産省、公取あたりとも十分に連携をとりまして、特に高等学校の生徒の指導連絡協議会というものもございまして、そういう機関を通じてぜひとも都道府県の指導を強化してまいりたい、かように考える次第でございます。

○近江委員 まだまだ掌握していきますと、私、もっと被害が出ておると思ひます。そういう点、いま政務次官から連絡協議会等を通じて徹底させてという被害が起きないよう、今後やっていくというお話がございましたが、特にこういう高校生、未成年のそういう問題というのは非常に大きな問題でございますし、文部省としましては、さらにこの問題の把握に努めていただいて、広がらないように十分な対策をとっていただきたい、このように思うわけですが、それから、公取委員会にお聞きしたいと思ひ

始ができる規定のいわゆる第四十九条というものがあるわけですが、この四十九条でやればどうかと思うのですが、この点についてはどうですか。

マルチ商法規制の立法がどうしても必要である、このように思うわけです。この点につきまして連産政務次官はどのようにお考えですか。——その

したいと思ひます。

○天谷政府委員 先ほども申し上げましたように、公取委員会でき取り締まれる範圍が明確になり

○熊田政府委員、四十八条によりまして通常は勧告をいたしまして、そうして勧告が通常は三十日後に審決として確定をする。これは審決として確定をするわけでございまして、その確定をいたしました段階で二十五条によります無過失損害賠償請求ができる、こういう形になるわけでございます。もちろん勧告のほかに正式の審決が出まして、そしてそれが確定して二十五条による援用ができる、こういう場合もあるわけでございます。

前に局長からお伺いしたいと思います。

○天谷政府委員　先ほどもちょっと申し上げましたように、産業構造審議会流通部会に通産大臣が諮問をいたしまして、マルチ商法に対する対策の検討を行ってきたわけでございますが、その答申によりますと実質的にマルチ商法的な商売を禁止するような方向で立法を検討すべしということでございます。通産省としましてはその方向で検討いたしておるわけでございます。ただ、立法を

ました場合に、その取り締まり範囲だけではマルチ商法の弊害を除去できないということが明らかでありますれば、積極的に通産省として取り締まり立法をつくりたいというふうに思っています。

○近江委員 公取事務局長にお伺いしますが、そうした認定基準といいますが、そういうものは出されるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○熊田政府委員 このホリディ・マジックの審査

○近江委員 マルチ商法に対して独禁法によって迫っていくのは非常に重要な対策の一つであるわけですが、先ほど申し上げたようなケースになった場合、過去に生じたマルチ商法による被害者の損害の救済はできなくなる、そういう非常に限定された効果しか持たない現行独禁法の限界

それで、まず現在独禁法という法律がございま

を待ちませんと、その点もいまの段階でははっきり申し上げるわけにまいりませんけれども、不正な取引方法に当たるといことがもしもはっきりしてまいりますと、これはマルチ商法そのものものにつぎまして不正な取引方法についての認定基準と申しますか、解釈基準と申しますか、そうい

性というものがあろうと思うのです。この点公取当
局としてはどのようにお考えですか。

○熊田政府委員 この点は先生のおっしゃるとお
りだと思えます。

○近江委員 いずれにしましても、公取委員会と
してはホリデイ・マジック社のこの件について関

して、この法律で不正なマルチ商法につきま
しては取り締まれるという方向でいま公取委員会
御検討だということでございますので、どの範囲
まで取り締まれるのか、そこところが明確にな
りませんと、新しい立法の前提条件が整わないと
いうことが言えるわけでございます。

うようなものの作成を検討しなければならぬ。こういうふうと考えております。

○近江委員 産業構造審議会の答申もありますし、現在通産省として立案中の法案の骨子について説明してもらいたいと思うのです。特に説明会の規則、被害者救済方法、業者に対する罰則などの

査なさっておられるわけですし、これは一日も早く結論を出す必要があるかと思うのです。そういう点につきまして、公取さんも非常にまじめに真剣にやっておられると思うのですが、非常に遅いじゃないかというもっぱらの声なんですよ。この点については、反対論と賛成論とがいろいろある

それから、民法、商法との関係がございますので、この点につきましては法務省との調整が必要でございますが、そういう調整がつきまして、そしてなおかつ独禁法だけでは不十分であるということが明確になりますれば立法を進めていきたいと思います。

○天谷政府委員 産業構造審議会の答申の線に沿って法律案の立案を検討いたしておるわけですが、最初にあちこちとお断わりいたしたところですが、最近、生産構造審議会の答申と手成りした設

か。
○熊田政府委員 非常に審査案件を多く抱えておりまして、そういう点から若干おくらせておるといふ点もあるかと思いますが、本件はできるだけ早くだけ審査を急ぎたいというふうに考えております。

○近江委員 先ほど申し上げましたように、公取の審決を一日も早く出してもらいたい、通産省もこのように言っているわけですが、公取のホリディ・マジック社に対する審決が出ないと踏み切りがつかないというのは、公取がマルチ商法にお

きまされ、産業構造審議会の答申を作成する段階におきましては、独禁法はマルチ商法取り締まりには適用されないというような見解がございましたので、その見解を前提とした作業を行っております。ところが、その後二月になりましてホッディ・マジックの調査があり、現在公取委員会

○近江委員 独禁法の限界性につきましては、先ほど御答弁あったように非常に問題があるわけです。このことを見ましても独禁法と両立しませう。

ける不正取引の認定基準とでも言えるこの取
締まりのガイドラインを出すだろうか、それ
立法する案との整合性の問題があるということ
あるのかどうか、その点についてもう一度お伺

獨禁法をマルチ商法に適用するという方向で御
討になっておりますので、前提条件が若干違っ
ておりますから、これから御説明いたします
申の概要がそのまま現在でも適用可能かどうか

若干留保する必要があると思ひますが、そのことを事前に申し上げた上で答申の概要を御説明いたします。

まず第一番目に、マルチ商法をやる人が販売員を勧誘する際に、投資金に関すること等一定の事項の開示を義務づけることに、行き過ぎがないように不当な勧誘方法を禁止するというところでございます。

それから、第二番目に、契約の締結等に際しまして契約内容を明らかにした書面の交付を義務づけ、加盟後一定期間のクーリングオフ制度を導入する。これは、まず書面で明確にいたしませんと契約内容が不明になりまして後で紛議が起こるということ、それから一たん納得して書面もつくり契約をいたしましても、後でどうもだまされたいという気持ちがつくこともございますので、一定期間は契約を無条件で解除する制度、これをクーリングオフと言っておりますが、こういう制度を導入するというところであります。それから、クーリングオフ期間が経過した後におきましても物品の引き取り、リクルート料の相当割合の返還等を認めるようにするというところであります。

それから第三点に、以上申し上げましたような規制につきましては、その実効性を確保するため、必要な場合には罰則で担保する、行為者のみならずマルチ商法を企画、推進している本部組織に該当するものに対しましても法的な責任を負わせる、大体以上が答申の概要でございます。

○近江委員 いま御説明を聞いたわけでありましたが、独禁法的な見方とらえる以前のいわゆる予防的措置なども含み、公取の認定基準の決定待ちでなくとも、少し緩い概念規定でも早急に立法に踏み切るべきではないか、このように思うわけですが、立法の目的と明確にしておけば、相当広範なものを網羅した書き方をしてもいいのではないかと思うわけですが、そして、この立法目的に沿って行政運用で固めていけばよいと思うわけですが、この点につきまして局長はどのようにお考えでございますか。

○天谷政府委員 やはり取り締まりで二つの法律がある場合に、その関係が明確になるということ、はぜひとも必要かと存じますので、まず独禁法によつて取り締まりが可能な範囲が明確化するということはどうしても立法に必要な前提条件であらうかと存じます。

それから、目的を広くとって行政運用というお話があったわけですが、これにつきましては立法技術の問題であり、そういう行き方につきましては法制局等とかなかなか込み入った相談が必要かと存じますので、なお検討させていただきます。

○近江委員 検討させていただきたいということ、はよくわかるわけですが、このように現在でも被害がどんどん拡大していつておるわけでありまして、そういう点におきまして、政府としてはやはり速やかにこれに対処する必要があると思うのです。そういう点におきまして、公正取引委員会の調査待ちという点なことではいつまでかかるかわからぬわけですが、公取さんも一生懸命やっておっしゃっておられますが、これは公取さんも一体となつて速やかにやってもらわなければいけませんし、また立法につきましても、通産当局は速やかに立法したいということも公約なさっているわけですね。そういう背景がありながら遅々として進まない、こういうことでは非常にまずいと思ひます。ですから、公取さんもがんばっていただき、通産当局としても速やかに立法規制ができるように全力を挙げていただきたいと思います。その辺の決意につきまして、政務次官からお答えいただきたいと思います。

○嶋崎政府委員 ただいままでの御質疑で明らかにになりましたように、通産省としましてはさきに産業構造審議会の流通部会からこの種マルチ商法の取り締まりにつきましても答申を得ておるわけでございます。実態的に何らかの取り締まりのための必要な立法を考えたいという基本的な姿勢においては御指摘のとおり前向きに考えておるわけでございます。ただ、いままでの審議でもだん

だん明らかになりましたように、これを具体的に立法していく場合に、独禁法との関係とか民法、商法等との関係あるいは契約自由という原則のもとで本当にこの取り締まりの対象になるものをどうして規定をし、取り締まっていこうかということ、が立法技術的な問題になっておると私は思っております。したがって、事務当局を督促して、できる限りそれら関係各省間の調整を進めまして、立法の早急な具体化について努力をしてみたいと考えておる次第でございます。

○近江委員 それでは、約束の時間が来ましたが、で終わりたいと思ひますが、いま政務次官も御答弁になりましたように、これは本当に緊急を要する問題でございますし、力を入れて速やかに立法規制ができますように努力していただきたいと思います。重ねて要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会